

改正貸金業法

——借金難民750万人の意味するところ——

西山井依子

目次

- 一 はじめ
- 二 金銭債権と利息債権
- 三 利息制限法とその他の特別法
- 四 改正貸金業法の概要
- 五 改正貸金業法の問題点
- 六 世界は国家も国民も借金漬け
- 七 國際的金融システムを作り上げたのはユダヤ人
- 八 おわりに

一 はじめに

改正貸金業法は、多重債務を防止する目的で、2006年（平成18年）12月に成立した法律であり、2010年6月18日に完全施行された。

18日の完全施行で、第1に、出資法の上限金利が29.2%から20%まで引き下され、「グレーゾーン金利」が撤廃された。第2に、個人の借入総額を年収の3分の1までに制限する「総量規制」が導入され、無収入の人は原則、借りられなくなつた。「日本貸金業協会」が2010年4月に公表した調査では、消費者金融の借り入れ利用者の51%が年収の3分の1以上の額を借りている。彼らは、借金を年収の3分の1以下まで減らさないと、新たに借りられない“借金難民”である。現在借金をしている人は約1500万人と推定されており、約750万人が“難民”ということになる。「借りられない悲惨」に直面した“借金難民”がヤミ金融に走るなど、新たな社会問題になりかねない。改正貸金業法には、施行から2年半以内に「その検討の結果に応じて所要の見直しを行う」とする条項がある。完全施行によつてなお混乱が続くようなら、改正法の再見直しも検討すべきとされている。

そんな中で、大阪府が10年7月6日、改正法により強化された規制の一部を緩和する「貸金特区」構想を政府に提出した。同構想をめぐり、同府橋下徹知事と弁護士会が火花を散らした。知事は「借りづらくなれば、資金繰りがかず破綻する中小企業が増える」と主張し、弁護士会側は「貸金業者寄りだ」と批判した。

このような現状を踏まえ、もう一度、改正貸金業法の歴史的成立過程を概観して、同改正法の存在意義を認知した上で、「貸金業者寄り」と「多重債務者寄り」といったあちらを立てればこちらが立たない二つの立場が生じることになつた、より根本的問題点、國も個人も「借金漬けの状態」つまり「借金体制の是非」を問うのが、本稿の目的で

ある。

二 金銭債権と利息債権

1 金銭債権

(1) 金銭債権の意義・機能 金銭債権は、一定額の金銭の給付を目的とする債権で、通説は種類債権の一種と解している。しかし、100万円の給付を目的とする債権は100万円という価値が本体であつて、これを1万円札で支払うか、千円札で支払うかは第二義的である。支払い手段としての金銭はまったく個性がなく、極度の代替性を有するから、金銭債権は抽象的な価値表象物である金銭の給付を目的とするものであり、したがつて、種類債権のように目的物の特定の問題はない。ちなみに、陳列・収集のための骨董的貨幣の売買や賃貸の契約をするときは、特定物の引渡しを目的とする債権が成立し、金銭債権ではない。

近代資本主義経済社会において、債権が取引関係を維持するきわめて重要な制度となつたとき、金銭はその最も主要な作用を担当し、資本の蓄積から、生産物の交換まですべて金銭を媒介としてなされる。資金の調達・信用の授受はもっぱら金銭を基礎とし（株式払込請求権、出資金請求権、融資請求権等）、労働力の給付も他人の物の利用もごとく金銭を対価とするのが一般であり（雇用・請負における報酬請求権、貸付債権、賃料請求権等）、物資ないし商品の流通も金銭を媒介体とする（売買における売掛金債権）。さらに、債務不履行や不法行為においても債務者や不法行為者の負担する損害賠償債務は金銭賠償を原則とする（民法417条・722条①）。金銭こそ近代社会生活を維持する基礎となつており、したがつて、金銭債権は資本主義経済社会を支えるきわめて重要な法的手段といえる。

(2) 金銭債権と貨幣価値の変動 (イ) 名目(名価)主義の原則 貨幣価値は終始不变であることはなく多少の変動は当然に予想されるのであり、貨幣価値の変動に合わせて常に支払うべき金額の増減評価を行うのは(実価主義)、かえつて繁雑である。近代法は、整備された貨幣制度の下で一般に、貨幣価値の変動にかかわらず契約上表示された金額を不動の債権額とする立場(名目主義)を採用している。

(ロ) このように当初約定された通りの名価格で支払いを強制することは信用経済の基盤をなすものであるが、しかし、激しいインフレーションによる貨幣価値の大暴落の場合もそれを貫徹すると、当事者間の給付の均衡を失することになる。このような事態に対しても、次のような対応策が可能となる。第一は、「貨幣価値担保約款(金約款)⁽¹⁾」で、恒常的価値をもつ金の一定量を客観的基準として金約款と呼ばれ、国際間取引で利用されている。通常次の2つに大別される。
 ①債務者が100万円の債務を弁済期における100万円の金貨で支払うことを約する金貨約款・金貨債権約款。
 ②契約時における純分量目を有する金貨またはそれと同一価値を有する他の通貨で支払うことを約する金価値約款・金貨価値約款。第二は、「事情変更の原則」で、契約時の社会的経済的事情が後に急変したため、契約を文字通り履行させることができず衡平に反する場合、信義則に基づき契約の効力を否定したり、金銭債権の増額評価を可能ならしめるもので、事情変更の原則や行為基礎論と呼ばれ、学説により主張されている。しかし、判例は、かかる事情変更の原則自体は認めつつも、実際の適用についてはすこぶる慎重で、ほとんど例がない。⁽²⁾しかし、わが国の法律については、借地借家法(11条32条)、農地法(23条)が地代・家賃、小作料に関して増減請求権を認めており、事情変更の原則を取り入れた立法例とされている。

(1) 「金約款」は、貨幣価値の変動による債権者の損害を防ぐことを目的として金銭債権に付される条項で、債務者が金貨で支払うことを約する（金貨約款）か、または、契約当時の金貨価値に換算した通貨で支払うことを約する（金価値約款）ものである。これに對して、「金本位制（Gold standard）」とは、一国の貨幣価値（交換価値）を金に裏付けられた形で金額で表すものであり、商品の価格も金の価値を標準として表示される。この場合、その国の通貨は一定量の金の重さで表すことができる（法定金平価という）。狹義では、その国の貨幣制度の根幹を成す基準を金と定め、その基礎となる貨幣、すなわち本位貨幣を金貨とし、これに自由鑄造（個人あるいは政府が造幣局に金地金を納入し、その量に応じて金貨の交付を受ける、すなわち手持ちの地金を本位貨幣に鑄造することを政府に請求できる制度）、自由融解を認め、無制限通用力を与えた制度（特に金貨本位制という）である。つまり、金そのものを貨幣として実際に流通させる制度である。実際には、流通に足りる金貨が常備できない、高額になりがちな金貨は持ち運びが不便などの理由により、金貨を流通させられない場合が多い。そこで、中央銀行が金地金との交換を保証された兌換紙幣とその補助貨幣を流通させることにより、貨幣価値を金に裏付けさせることができる（金地金（きんじがね）本位制という）。一般には、金貨本位制と金地金本位制を含めて金本位制という。さらに、自國で金本位制を実施できない場合でも、これを行つて他の国との通貨と自國通貨との一定の交換性が保証されている場合には、為替を通じて間接的に金との兌換が行われていると考える（金為替（きんかわせ）本位制という）。広義では、この金為替本位制も金本位制に含める。金本位制というのは、固定相場制の一種としてとらえることができる。金本位制の理念は古くからあった（東ローマ帝国の経済、後に\$マークの由来にもなったソリドウス金貨）と思われるが、金貨は貨幣として実際に流通させるには希少価値が高過ぎ、金貨を鑄造するための地金が絶対的に不足していたため、蓄財用として退蔵されるか、せいぜい高額決済に用いられるかであった。金本位制が法的に初めて実施されたのは、1816年、イギリスの貨幣法（55 George III c.68）でソブリン金貨（発行は1817年）と呼ばれる金貨に自由鑄造、自由融解を認め、唯一の無制限法貨としてこれを1ポンドに流通させることになつてからである。19世紀、産業革命をいち早く達成したイギリスは、広大な植民地から集めた豊富な金を裏付けにして、世界に先駆けて金本位制を採用したのである。1816年に1ポンドの金貨鑄造をはじめ、1844年には

兌換紙幣を発行するようになった。その後、ヨーロッパ各国が次々と追随し、19世紀末には、金本位制は国際的に確立した。日本では1871年（明治4年）に「新貨条例」を定めて、新貨幣単位円とともに確立されたが（この時、金平価は1円＝純金1.5グラムとされたが、その後1897年の貨幣法施行で金平価は半減され、1円＝純金750ミリグラムとなつた）、金準備が充分でなかつた上に、まだ経済基盤が弱かつた日本からは正貨である金貨の流出が続き、金銀複本位制を経て暫時銀本位制に変更されて日清戦争後に金本位制に復帰した。イギリスのポンドを中心とする金本位制は、第一次世界大戦前1914年まで（約1世紀間）続いたが、第一次世界大戦により各國政府とも金本位制を中断し、管理通貨制度に移行した。これは、戦争によって増大した対外支払のために金貨の政府への集中が必要となり、金の輸出を禁止、通貨の金兌換を停止せざるをえなくなつたからである。また世界最大の為替決済市場であつたロンドン（シティ）が戦局の進展により活動を停止したこと、各國間での為替手形の輸送が途絶したことなども影響した。その後1919年にアメリカ合衆国が復帰したのを皮切りに、再び各國が金本位制に復帰した（イギリスは1925年）。しかし、1929年にニューヨークのウォール街で株式が大暴落したのをきっかけに起つた世界大恐慌が原因となり、主要各國は金本位制を離脱し始め、1931年、植民地の独立や離反により経済力がかなり低下していたイギリスも再び金本位制を離脱し、1937年6月のフランスを最後にすべての主要各國が金本位制を離脱し、金の保有量とは関係なく通貨を発行する管理通貨制度に移行した。しかし、アメリカ合衆国だけは、巨大な経済力をバックに金本位制を維持した。日本では、関東大震災などの影響で金本位制復帰の時期を逸し、1930年（昭和5年）に濱口雄幸内閣が「金解禁（金輸出解禁）」を打ち出したが、翌年大蔵内閣が金輸出を再禁止した。主要各國は、輸出を伸ばそうとして為替レートの切下げ競争（為替ダンピング）や輸入制限に走つたために、世界的の貿易は縮小していく。最終的にはブロック経済の対立を引き金に、第二次世界大戦（1939—1945）に突入した。金を獲得しようとする保護貿易主義が横行し、国益が正面衝突した変動相場制時代である。第二次世界大戦後、米ドル金為替本位制を中心としたIMF体制（いわゆるブレトン・ウッズ体制）が創設された。他国経済が疲弊する中、アメリカは世界一の金保有量を誇っていたので、各國はアメリカの通貨米ドルとの固定為替相場制を介し、間接的に金と結びつく形での金本位制となつた。しかし、1971

年8月15日のいわゆるニクソン・ショック以降は金と米ドルの兌換が停止され、各国の通貨も1973年までに変動為替相場制に移行したため、金本位制は完全に終焉を迎えた。なお、日本の本位金貨（旧1, 2, 5, 10, 20円、新5, 10, 20円）も第二次世界大戦後は既に名目化している状態であったが、1987年（昭和62年）制定、1988年4月施行の通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律により1988年3月31日限りで通用停止になり、名実ともに管理制度の世の中になった。（フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』；金融用語辞典『FAA（ファイナンシャル・アーティスト・アカデミー株式会社）』）

(2) 第一次世界大戦後のドイツの極端なインフレ下で（紙幣が紙くず同然となつた）、ドイツの判例は信義則に基づき増加評価を認め、それが増加評価法の制定に結実した。日本では第二次大戦後激しいインフレが襲つたにもかかわらず名価格での支払いが影響を受けることは一般的に認められなかつた。最判昭和31・4・6民集10巻4号342頁は、契約時のおよそ百数十倍に価格の騰貴した鉱業権の売買について代金額の増額を否定し、最判昭和36・6・20民集15巻6号1602頁は戦前の昭和9年発行の割増金付割引勧業債券の償還につき貨幣価値が約300分の1に低落していくても券面額弁済で足りるとし、最判昭和57・10・15判時1060号76頁は、台湾住民の軍事郵便貯金払戻について増額評価を否定した。

2 利息債権

(1) 利息債権の意義

利息債権は利息の支払いを目的とする債権である。利息債権は消費貸借（銀行融資等）や消費寄託（銀行預金等）において当事者の契約で生じるのが普通であるが、民法が利息の支払いを義務づけている場合がある（419条①、442条②、459条②、545条②、575条②、647条、650条②、669条、704条等）。前者を約定利息、後者を法定利息という。

(2) 利息の意義 利息とは、元本たる金銭その他の代替物・消費物を債務者が使用した対価として、あるいは債権者がその元本を使用しえなかつた補償（ないし損失の賠償）として、元本額と使用期間に応じて、一定の利率により

支払われる金銭その他の代替物、と解されている。従つて、元本のない終身定期金（民法689条）、元本の償却である割賦償還金（利息を含むことが多い）、不代替物・非消費物たる固定資本の使用の対価である地代・家賃・小作料、利率によらない謝礼・謝金等は、利息ではない。

(3) 利息債権の性質　利息債権は、元本に対して一定期（年末または毎月末）に一定率の利息を生み出す基本的債権（基本権たる利息債権）と、それに基づいて毎期ごとに発生する一定額の利息を請求しうる一つ一つの債権（支分権たる利息債権）に分けられる。

(4) 利率の意義　利息は元本額に対する一定の割合によって算出されるが、この割合のことを利率という。1年または1カ月間の元本額に対する百分比で表す（年利、月利）のと、一日当たりの100円に対する割合で表す（日歩）のがある。利率は、約定利息では当事者の定める約定利率によるのが本則であるが、金銭消費貸借については経済的強者の収奪から弱者を保護するため設けられた利息制限法により、最高利率が制限されている。約定利息でも当事者がとくに利率を定めなかつたとき、および法定利息のときは、法定利率となり、民法上は年5分（40条）、商行為により生じた債権（商法501条、502条、503条参考）については、商法上年6分（商法514条）である。

(5) 重利　期限の到来した利息を元本に組み入れてこれを元本の一部として、それにさらに利息をつけることを、重利または複利という。重利は債務者にとって苛酷な負担を強いるので、これを禁止または制限する立法例が多いといわれているが、わが国では、一般に重利の約定（約定重利）は、利息制限法に違反しない限り自由にできる。以上のような重利の特約がない場合でも、民法405条は、合計1年分以上の利息の延滞があり、債権者が催告しても債務者が利息を支払わなかつたことを要件として、債権者の一方的な意思表示により延滞利息を元本に組み入れる権利（元本組入権）を認めており、これを法定重利という。

三 利息制限法とその他の特別法

I 利息制限法

(1) 資本主義経済は生産信用の媒介によつてはじめて円滑に運行することができる。しかし、近代資本主義経済が成立する以前は、金銭貸借は主として消費経済のためになされていたので、利息は債務者の窮状に乗じて利得する不徳行為であると考えられ、社会的に嫌悪され、したがつて利息は制限され、禁止されてきた。高利の制限は古代ローマ時代にも行われ、その後キリスト教の教会法は利息そのものを禁止した。そのため高利貸しで蓄財した非キリスト教徒がキリスト教徒から迫害を受けたりした。他方、生産経済においては、利息は資本としての金銭が利潤の分け前⁽¹⁾に参加するものにはかならず、先ず、商人間の貸借において利息の禁止が解かれた。やがて近代法の契約自由の原則の下では利息を一律に制限することを止め、一般的に利息自由の原則を認め、ただ個々の場合に暴利を押さえる方法をとつてている。

日本でも、民法典には利息の制限規定を置いていないが、利息制限法が元本額に応じて一定率以上の利息を一律に制限している。利息制限法は、明治10年太政官布告66号により「金銭ヲ貸付ケ暴利ヲ貪ル弊ヲ防止センガ為ニ」制定されたのであるが、その後貨幣価値の変動に伴い利息の限度が時代に適合しなくなつたのと、内容の不明確性からくる解釈上の疑義をなくす意図で、昭和29年に全面的な改正が行われた（昭和29年法100号）。生産経済の面からは、すべての場合に一律に利息の制限を行うことは、ともすれば経済活動の活力をそぐおそれがあるともいわれた。⁽²⁾また、消費経済の面からも、単に消極的な高利の制限だけでは経済的弱者保護としては十分ではなく、資金難・生活難で苦

しんでいる者に合理的な利息で資金を融通する庶民金融制度の整備とともに、不当な暴利を貪る者については厳重な取締を行う必要があるとされた。⁽⁴⁾

(1) ローマに初めての成文法が出来たのは、紀元前450年のこと。その名は「十二表法 (Lex Duodecim Tabularum)」と呼ばれるもので、名前の由来は12条の法律が12枚の銅版に刻まれたからとされている。全体的にみると、私怨や独断での判断による殺害を禁じ、法廷にて犯罪や事件を裁くための基本的な事柄が多く記されている。また国家ローマにおいて反逆や反乱が起こらないようにするために、市民には権利と義務を課し平穏な市民生活ができるようにするための条項もみることができる。この十二表法は、貴族階級や時の権力者がその時の気分で法律をつくりたりすることによって、一般市民が不利益を被らないようということを主眼において、貴族対平民抗争の産物として出来た。その結果として、この法律は現代に至るまでに多大なる影響を与えた「ローマ法の原点」ともいえる法律になつた。その第3表が、「借金を認めた者、もしくは返済義務があるとされた者は30日以内に返済しなければならない」としている。『古代ローマ歴代誌』クリス・スカーブ著 創元社)

他方、ユダヤ教・キリスト教・イスラム教は、ともに同じ唯一神ヤハヴエを信仰する一神教であるが、キリスト教、ユダヤ教、イスラム教などの古代宗教が利子をとる行為を禁止していたというのは一般的に知られた事実である（唯一ユダヤ教だけは、異教徒への利子を認めていた）。しかし、それらは表向きの話であつて、利子の歴史とは、様々な抜け道を見つけて来た脱法の歴史であつたといふ。貸し金に対して厳しい規制を強いたイスラム圏でも「ヒヤル」という金融技術によって利子禁止規定を骨抜きにしていった。キリスト教では、中世のヨーロッパにおいてはスコラの教義によつて利子の取得は禁じられた。利子付き貸付けは「神に属する時間を売買するもの」とみなされ、不法とされた。しかし、商業の発展は信用の供与と利子の取得を必然的なものとした。そのためさまざまな形態の偽装的な利子取得が行われるようになつた。貸借の証書にあらかじめ利子分を含めた金額を記載しておくというのが最も一般的であった。債権者が

債務者の土地を担保とし、地代（レント）の形で利子を得る方法や、一度買った土地を当の相手に売るという偽装売買の方法もしばしば用いられた。後者の場合、土地の買値と売値の差が利子に相当することになる。また定められた期限に返済が行われなかつたとして、損害補償金の名目で利子が取得されることもあつた。このような方法のうちで商業活動にとつて最も重要であったのは、為替（外国為替）であった。これは現地の貨幣を受け取つたものが外地において外国貨幣で返済するものであり、利子は両通貨の換算率の中に含まれる。為替は送金のためにも、外国の市場へ商品を送るものが前もつて両替商（銀行業者）から資金の貸付けを受けるためにも用いられた。神学者たちはこれを貨幣の交換とみて、利子付き貸付けではないとしたのである。このように、教会の禁止にもかかわらず、現実には利子の取得は一般化していた。中世末期のイタリアでは一般に年7~10%程度の利子の取得が行われていた。ユダヤ教徒の場合は、異教徒たるキリスト教徒に貸付けを行う際にかぎり利子を公然と要求した。しかし、実質的に大規模な金融活動を行つていたのはイタリア商人をはじめとするキリスト教徒であつた。ローマ教会は、このような事態に対し、1197年 第3回ラテラノ公会議では「利子を取る者は、キリスト教徒として埋葬しない」と決議している。それがやがて崩れて、カトリック教会では1517年 第5回ラテラノ公会議では「利子を取る貸し金を認める」と決定した。まさに教会が金貸しに飲み込まれた瞬間だといつてもいい。（世界大百科事典「利子」の項）

利息をとる行為はそもそも間に塗れた行為であり、脱法の歴史だったのだ。現在の金融にはこのような歴史的背景があることを知らねばならない。

- (2) 昭和29年新法の改正点は、(a) 利率制限の限度を引き上げた（最初、元本100円未満年2割、100円以上1000円未満1割5分、1000円以上1割2分であつたが、大正8年法59号によって、100円未満年1割5分、1000円未満1割2分、1000円以上1割に下げられていたのを、10万円未満年2割、100万円未満1割8分、100万円以上1割5分にした）。
- (b) 制限超過利息は「裁判上無効」としていたのを、単に無効とした。ただし、債務者が任意に支払つたときは、その返還を請求できないとした。(c) 天引きに関する規定、みなし利息の規定を新たに設けた。
- (3) ローン提携販売で信販・クレジット会社が、また中小企業向けの商工ローンでサラ金・ノンバンクなどの金融業者が

利息制限法の制限利率をかなり越えた高利息を商品購入者や中小企業から回収するのがまかり通っているのも、一律に利息を制限するやり方の生産経済面からの破綻を露呈するものともいわれた。

(4) 庶民金融制度として、国民生活金融公庫（2008年10月1日まで存在。現在、解散し、株式会社日本政策金融公庫に事業移管された）・住宅金融公庫（2007年3月31日廃止され、4月1日より、独立行政法人住宅金融支援機構に業務が引き継がれた）等が設置された。また、取締法として、「出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律」（昭和29年法195号）（出資法と略称）、「貸金業の規制等に関する法律」（昭和58年法32号）（貸金業規制法と略称）が制定された。

(2) 利息制限法の適用範囲 利息制限法は、金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約に適用される（同法1条）。したがつて、金銭以外の代替物（米・穀等）の貸借や売買代金に利息を付ける場合には適用されないが、過度の利息を付するときは、脱法目的を認定して本条を適用すべきと解されており、また暴利行為として民法90条が適用されることもある。また、金銭貸借に関し債権者が受ける元本以外の金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他名義の何であるかを問わず、利息とみなし（同法3条本文）、脱法行為を禁じている（しかし、判例、実務上は必ずしも厳格に本条は適用されておらず、手数料、調査料として利息以外に金融機関が債務者から金銭を徴収することが少なくないようだ）。ただし、契約の締結および債務の弁済の費用は利息とみなされない。

(3) 制限税率 利息制限法は、元本額におうじて最高利率を制限している。元本が10万円未満の場合は年2割、元本10万円以上100万円未満の場合は年1割8分、元本100万円以上の場合は年1割5分である（同法1条①）。これに対して、金銭を目的とする消費貸借上の債務不履行による損害額（いわゆる遅延利息）の予定は、その賠償額の元本に対する割合がこれらの1.4倍（平成11年改正前は2倍）まで許されている（同法4条①）。しかし、賠償額の予定・特約がない場合は、賠償額は約定利率によるが（民法419条①但書）、その約定利率が利息制限法1条①所定の利率を超

過する場合は、所定の利率まで減縮されるというのが判例である。

(4) 利息の天引き 金銭貸借に際して利息をあらかじめ計算して元本から控除するのが利息の天引きであり、いわゆる利息の前払いのことである。利息制限法は、債務者の受領した額を元本として本法所定の利率によって計算し直した金額よりも、天引額が越えるときは、その超過部分を元本の支払いに当てるものとみなす（同法2条）、借主の受領額を計算上の元本額とみる立場をとっている。なお、利息の天引きにおいても、貸借に関して債権者が受ける元本以外の金銭は名義の何であるかを問わず利息とみなされる（同法3条）。

(5) 利息制限違反の効果 (イ) 利息制限法の内容 利息が制限利率を越えるとき、消費貸借・損害賠償額の予定の全部が無効となるのではなく、その超過部分について無効となる（同法1条①・4条①）。よって、この制限超過の利息は、裁判上請求できないのはもちろん、判例は、これを元本に組み入れたり（民法405条）、準消費貸借としたり（民法588条）、更改契約をしたり（民法513条）、相殺の予約をしたり（民法505条・556条参照）、抵当権の設定をしたり（民法369条）はできないとしている。

しかし、債務者が超過利息を任意に支払ったときは、その返還を請求することができないとされた（同法1条②）。旧法では、超過利息は裁判上無効とされていたので、この解釈をめぐって議論があつた。判例・多数説は債務者が裁判外で任意に支払った以上、訴えにより返還請求できないと解したが、それに反対して、「裁判上無効」を法律上無効と解して不当利得返還請求を肯定する説も有力だった。しかし、返還請求を認めるとかえつて金融の途をふさぐという考慮から、新法は、判例の理論をそのまま明文化し、単に「無効」とした。

(ロ) 判例理論の進展 経済的弱者である借主の保護を完全ならしめるため、超過利息を任意に支払った場合にもその返還を認めるべきだとする、旧法時代から根強かつた返還請求肯定説は、新法が天引利息につき超過利息の元

本充當を明定したので（同法2条）、一般的に同条を類推して超過利息を残存元本に充當すべきでないかと主張した。それに対し、判例は、当初元本充當を否定したが⁽¹⁾、約2年半後に、判例を変更して充當肯定説に転じた⁽²⁾。そして、超過利息の充當によつて元本が完済された後も債務者が気づかずに超過利息を払い続けた場合、債務者は過払いになつた超過利息の返還を請求できるとした⁽³⁾。また、超過利息を元本とともに一括支払つた場合も、その支払いにあたつて充當に関する「特段の指定」がなされなかぎり、債務者は不当利得として超過利息の返還請求ができるとした⁽⁴⁾。以上のような判例理論の進展により、利息制限法1条②・4条②は空文化され、法改正によらないで実質的に同法は変更されたと解された。

（1） 最大判昭和37・6・13民集16巻7号1340頁。多数意見の理由は、（a）利息の天引きと超過利息の任意支払いの問題とは趣旨が異なる、（b）超過利息の残存元本への充當を認めると、元本を残す債務者のみ保護されて不公平である、（c）債務者の返還請求を認めると、債権者が貸付けを渋り、ひいては庶民金融が梗塞するおそれがある、というもの。これに対し5名の裁判官の反対意見があつた。

（2） 最大判昭和39・11・18民集18巻9号1868頁。多数意見の理由は、（a）利息制限法1条①・4条①により無効となる制限超過利息部分の債務は存在しないから、その部分への弁済指定も無意味であり、超過利息は充當に関する規定（民法491条）により残存元本に充當される、（b）制限を超過した天引利息の元本充當を認める利息制限法2条の規定は、超過利息の元本充當を認める根拠となる、（c）経済的弱者の保護の趣旨からも元本充當を認めるべき、というもの。これに対して4名の裁判官の反対意見があつた。

（3） 大判昭和43・11・13民集22巻12号2526頁。多数意見の理由は、（a）元本が完済されて消滅すればそれ以後利息は発生しないから、もはや利息制限法1条②・4条②の適用はない、（b）債務が存在しないのに弁済として給付したのだ

から、その給付は不当利得になる、(c) 債務者は債務の不存在を知つて給付した（民法705条の非債弁済）わけでないから返還請求できる、というもの。これに対し4名の裁判官の反対意見があつた。

(4) 最判昭和44・11・25民集23巻11号2137頁。

2 その他の特別法

(1) 実際の貸金業者による貸付では、上記のような判例理論もあまり効果が上がらなかつた。それは、前記出資法上の処罰規定が、上限金利年109.5%（1日当たり0.3%、日歩30銭）を越える貸付を行つた者に懲役もしくは罰金の刑事罰を課すことになつてゐたので（同法5条①）、貸金業者はその上限金利日歩30銭までの高利で貸付け、暴力的取立を伴うことが多く、一家離散・心中などの社会問題を生んだ。

(イ) このサラリーマン金融問題（サラ金問題）の急増と深刻化に対処するため、一方で、昭和58年に出資法を改正して、一般人の貸付の場合は従来通りでよいけれども、「貸金業者の場合」は年率0.00440.0%（1日当たり0.1096%。日歩約11銭弱）を越える貸付をしたときに処罰することにした（同法5条②）。他方で、昭和58年に前記「貸金業規制法」が制定され、貸金業を登録制（同法2章）とし、悪質な取立行為の規制（同3章・5章）をした。

(ロ) ところが、この「貸金業規制法」の第6章43条は、利息制限法の制限超過利息の返還を可能にした前掲最高裁判大法廷判例の法理とは異なり、所定の書面を交付している場合に「任意に支払った」超過利息については有効な弁済があつたとみなされ、債務者はその超過利息の返還を請求できないとした。「出資法の制限利息を下げる」において、「これとの見返り」に貸金業界の要望を入れて設けられた規定といわれているが、この規定によれば、「出資法の定めの限度までは貸金業者は利息制限法の限度額を越えて合法的に利息を取ることが可能」となつた。^{〔2〕}

(1) 貸金業規制法43条①は「債務者が利息として任意に支払った金銭の額が、利息制限法1条①に定める利息の制限額を超える場合において、その支払が次の各号に該当するときは〔すなわち、貸金業規制法17条①に規定する書面（貸付契約書）又は同法17条②から同④までに規定するすべての書面（保証契約書）を交付している場合（同法43条①1号）、同法18条①に規定する書面（受取証書）を交付した場合（同法43条①2号）〕」当該超過部分の支払は、利息制限法1条①の規定〔すなわち「その超過部分につき無効とする」〕にかかるらず、有効な利息の債務の弁済とみなす」と規定した。そして、「任意に支払った」について、最判平成2年1月22日民集44巻1号332頁は、その支払金銭について、債務者が利息または予定賠償金の支払に充当されることを認識していれば足り、利息制限法1条①または4条①の制限額超過または当該超過部分の無効であることまで認識している必要はないと判示した。

なお、貸金業規制法18条①は「弁済を受けたとき」は、「その都度、直ちに」次の各号に掲げる事項「すなわち、受領金額等内閣府令で定める事項」を記載した「書面〔受領証〕」を当該弁済者に「交付」せねばならないと規定している。

(2) このように利息制限法を上回る金利をとっても、出資法上の刑事罰に問われない領域を「グレーボーン」という。この43条の立法趣旨は、貸金業規制法が契約の内容を明らかにする書面および受取証書の交付義務を課しているので（同法17条・18条）、債務者はこれらの書面を決定的な証拠として前掲判例法理に則り常に制限超過利息を返還請求できることになってしまうので、書面交付義務が守られず、ひいては登録を受けずに貸金業を営む者が出現するおそれがあるという点にあるといわれた。

- (2)しかしながら、サラ金問題は深刻で、貸金業者、特に中小企業向けの商工ローン業者の（連帶）保証人に対する厳しい取立が社会問題になつた。
- (イ) そのような事情もあって、さらに法改正が行われた。平成11年に（1）「利息制限法」では、4条①の賠償額の予定の制限が1条①規定利率の「2倍」から「^{1,46}倍」に引き下げられ、(2)「出資法」では、5条②の年「40.00%」

が年「2.2%」（1日当たり0.109%が0.08%）に引き下げられ、（3）「貸金業規制法」17条②では、貸金業者に保証契約締結の際に保証人に事前に書面を交付する義務などを定めた。

一方、「出資法付則」（昭和58年）10条⑧以下は、日賦貸金業者についての特例として高利を定め（年109.5%（1日当たり0.3%））、これが（連帯）保証の活用とともに悪用されて、その過酷な取立が深刻な社会問題となっていた（日掛金融問題）。これについても、平成12年に改正が行われ、年「109.5%」から「75.5%」に引き下げられた。

（口）そして、債務者の保護を貢ぐため、貸金業規制法43条所定の書面の交付という要件を厳格に要求し、前掲条例理ができるだけ生かすようすべしだと解され、最高裁も平成16年、書類の不備などを理由に、超過金利を無効とした。すなわち、最判平成16年2月20日判時1853号28頁・32頁は、平成11年頃から強引な取立てで社会問題化していた商工ローン大手のSFCG（旧商工ファンド）から、利息制限法の上限を超える（当時の出資法のほぼ上限の年40%近い）高利で融資を受けた中小事業者が、利息制限法の上限を超えて支払った過払い利息の返還を求めた2件の不当利得金返還請求訴訟の上告審の破棄差戻判決で、先ず、「貸金業者の業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護を図ること等を目的として、貸金業に対する必要な規制等を定める法の趣旨、目的（法1条）と、上記業務規制に違反した場合の罰則（平成15年改正前の法49条3号）」が設けられていること等にかんがみると、法43条①の規定の適用要件については、これを厳格に解釈すべきものである」と指摘した上で、それぞれ次のように判断した。（a）原審札幌高裁への破棄差戻判決では、「法18条書面〔受領証〕は、弁済を受けた都度、直ちに交付することが義務付けられている」から、「法18条①所定の事項が記載されている書面で貸金業者の銀行口座への振込用紙と一体となつたもの」を利用して、振込の方法で利息の支払をしたとしても、「法43条①の規定の適用要件を満たすものとということはできない」とした。次に（b）原審東京高裁への破棄差戻判決では、①「法43条①の規定が利息制限法1条①

についての特別規定」であり、「天引き利息については、法43条①の規定の適用はない」とした。⁽¹⁾ 「17条書面〔貸付契約書〕には、法17条①所定の事項のすべてが記載されていることを要するものであり」、本件では、根抵当権設定に必要な書類を借手側が提出しており、その内容を17条書面に記載せねばならないのに、原審はその認定判断をしていないとした。⁽²⁾ 本件各弁済は銀行振込の方法でなされているが、「法18条①の規定に従い、貸金業者は、この払込みを受けたことを確認した都度、直ちに、18条書面〔受取証書〕を債務者に交付しなければならぬと解すべき」であり（最判平成11年1月21日民集53巻1号98頁参照）、支払から「20日余り経過した後にされた本件各取引明細書の交付をもって、弁済の直後に18条書面の交付がなされたものとみることはできない」とした。さらに、裁判長の補足意見で、SFCGが元本の弁済期を契約日の5年も先に設定し、その間は高利の利息を1カ月ごとに前払させ、遅れたら期限の利益を失い、年40.004%の遅延損害金を取立てる契約を結んでいた点について、当事者間の合意に基づくものでも、こうした条件でなければ借り入れられない以上、「任意の支払といふことはできない」と述べた。

また、最判平成16年7月9日判時1870号12頁も、「各弁済を受けてから7ないし10日以上後に」領収書を交付しているが、これをもって「各弁済の直後に18条書面を交付したものとみることはできない」とした。

(ハ) 次いで、最高裁は平成18年1月13日、「明らかな強制だけでなく事実上の強制があつた場合も、利息制限法の上限を超えた分の利息の支払は無効」とする初判断を示した。⁽¹⁾ 最高裁の前記平成16年の判決と比べても、今回は画期的と評価された。「自由な意思で支払つてはいないという債務者の意識」を根拠に無効と主張できるからである。そして、この平成18年の最高裁判決で、過払い利息の返還請求が増えたということである。

また、最高裁は、高金利の日掛金融の特例にも、否定的判断を下した。⁽²⁾

四 改正貸金業法の賃貸

- (1) 最判平成18年1月13日裁時1403号2頁は、大手消費者金融「アイフル」グループのローン会社「シティズ」から年29%の利息で300万円を借りた契約で、上限を超えた利息も払わなければならないとした2審判決の破棄差戻判決で、「約定利息の支払を債務者が怠った場合に期限の利益を喪失する旨の合意は・・・一部無効であって、制限超過部分の支払を怠つたとしても期限の利益を喪失することはないけれども、この特約の存在は、通常、債務者に対し、支払期日に約定の元本と共に制限超過分を含む約定利息を支払わない限り、期限の利益を喪失し、残元本金額を直ちに一括して支払、これに対する遅延損害金を支払うべき義務を負うことになるとの誤解を与える、その結果、このような不利益を回避するために、制限超過分を支払うことを債務者に事実上強制することになる。・・・したがつて、本件期限の利益喪失特約の下で、・・・債務者が自己の自由な意思によって制限超過部分を支払つたものということはできない。」と判示した。同旨最判平成18年1月19日裁時1404号1頁、最判平成18年1月24日裁時1404号19頁。
- (2) 最判平成18年1月24日裁時1404号15頁。
- (3) こうして、グレーゾーン金利を事実上否定した前記平成18年の最高裁判決などの流れを受け、グレーゾーン金利を撤廃する改正貸金業規制法（「改正貸金業法」⁽¹⁾と改称）が平成18年12月に成立した。
- (1) 平成18年法115号により、利息制限法1条②が削除され、平成20年6月、改正貸金業法は完全実施された。

四 改正貸金業法の概要⁽¹⁾

(1) 改正貸金業法の概要は、同法公布から3年後の平成21年12月をめどに、(1)出資法の上限金利を現行の29.2%から20%に引き下げてグレーバン金利を廃止し、貸金業規制法43条の「みなし弁済規定」を撤廃し、利息制限法の上限金利(15~20%)を超える貸付けを禁じ、年20%を超える違反を刑事罰、年15~20%の違反を行政処分の対象とする。(2)貸金業者からの借入総額を原則年収の3分の1以内とし、「借り過ぎ」を防ぐ。(3)貸金業者の登録要件である最低純資産額を、現行の300万~500万円から5000万円に引き上げ、悪質業者の参入を抑制する。(4)日賦貸金業及び電話担保金融の特例の廃止。また、同法公布から2年半以内に、現在は都道府県ごとの貸金業協会を全国統一の認可法人に再編して、自主規制強化をはかる。そして、貸金業界への規制強化への影響を検証し、必要があれば金利引き下げ時までに法律を見直すというものである。

I 貸金業の適正化

(1) 貸金業への参入条件の厳格化

- ・ 純資産が5,000万円以上であることを求める(施行後1年半以内に2,000万円、上限金利引下げ時に5,000万円の順に引上げ)。
- ・ 法令遵守のための助言・指導を行う貸金業務取扱主任者について、資格試験を導入し、合格者を営業所ごとに配置することを求める。

(2) 貸金業協会の自主規制機能強化

- ・ 貸金業協会を、認可を受けて設立する法人とし、貸金業者の加入を確保するとともに、都道府県ごとの支部設置を義務づける。

- ・広告の頻度や過剰貸付防止等について自主規制ルールを制定させ、当局が認可する枠組みを導入する。
- (3) 行為規制の強化

- ・夜間に加えて日中の執拗な取立行為など、取立規制を強化。
- ・貸付けにあたり、トータルの元利負担額などを説明した書面の事前交付を義務づける。
- ・貸金業者が、借り手等の自殺により保険金が支払われる保険契約を締結することを禁止。
- ・公正証書作成にかかる委任状の取得を禁止。利息制限法の金利を超える貸付けの契約について公正証書の作成の嘱託を禁止。

- ・連帯保証人の保護を徹底するため、連帯保証人に対して、催告・検索の抗弁権がないことの説明を義務付け。
- (4) 業務改善命令の導入
- ・規制違反に対して機動的に対処するため、登録取消や業務停止に加え、業務改善命令を導入する。

2 過剰貸付の抑制

- (1) 指定信用情報機関制度の創設
 - ・信用情報の適切な管理や全件登録などの条件を満たす信用情報機関を指定する制度を導入し、貸金業者が借り手の総借入残高を把握できる仕組を整備する（指定信用情報機関が複数の場合、相互に残高情報等の交流を義務づける）。
- (2) 総量規制の導入
 - ・貸金業者に借り手の返済能力の調査を義務づける（個人が借り手の場合には、指定信用情報機関の信用情報の使

用を義務づけ)。

- ①自社からの借入残高が50万円超となる貸付け、又は、
- ②総借入残高が100万円超となる貸付けの場合には、年収等の資料の取得を義務づける。
- ・調査の結果、総借入残高が年収の3分の1を超える貸付けなど、返済能力を超えた貸付けを禁止する（内閣府令で売却可能な資産がある場合などを除く予定）。

3 金利体系の適正化

(1) 上限金利の引下げ

- ・資金業法上の「みなし弁済」制度（グレーバー金利）を廃止し、出資法の上限金利を20%に引下げる。これを超える場合は刑事罰を科す。利息制限法の上限金利（20%～15%）と出資法の上限金利（20%）の間の金利での貸付けについては、行政処分の対象とする。

(2) 金利の概念

- ・業として行う貸付けの利息には、契約締結費用及び債務弁済費用も含むこととする（ただし、公租公課・ATM手数料を除く）。
- ・貸付利息と借り手が保証業者に支払う保証料を合算して上限金利を超過した場合、超過部分につき、原則として、保証料を無効とし、保証業者に刑事罰を科す。
- (3) 日賦資金業者及び電話担保金融の特例の廃止

4 ヤミ金融対策の強化

ヤミ金融に対する罰則の強化（懲役5年→10年）（超高金利（109.5%超）の貸付けや無登録営業などが該当）。

5 多重債務者問題に対する政府を挙げた取り組み

・政府は、関係省庁相互の連携強化により、多重債務問題解決のための施策を総合的かつ効果的に推進する。

6 経過措置

（1）施行スケジュール

- ・罰則の引上げ：公布から1カ月後
- ・本体施行：公布から1年以内
- ・（取立規制の強化、業務改善命令導入、新貸金業協会設立など）
・貸金業務取扱主任者の試験開始
- ・指定信用情報機関制度（指定の開始）施行から1年半以内
- ・財産的基礎引上げ（2千円）
- ・本体施行（再掲）：公布から1年以内
- ・「みなし弁済」廃止、出資法上限金利の引下げ等（3　金利体系の適正化（1）～（3））
- ・総量規制導入 施行から2年半以内
- ・財産的基礎引上げ（5千円）

・事前書面交付義務導入

(2) 見直し規定

・貸金業制度のあり方について、施行から2年半以内に、総量規制などの規定を円滑に実施するために講すべき施策の必要性について検討を加え、その検討の結果に応じて所要の見直しを行う。

・出資法及び利息制限法に基づく金利規制のあり方について、施行から2年半以内に、出資法及び利息制限法の規定を円滑に実施するために講すべき施策の必要性について検討を加え、その検討の結果に応じて所要の見直しを行う（公布から概ね3年を目途）。

五 改正貸金業法の問題点

I　返済能力のない人への過剰貸し付けが社会問題化したのを受けて改正された改正貸金業法⁽¹⁾が2010年6月18日に完全施行された。⁽²⁾ 18日の完全施行で、第一に、出資法の上限金利が29・2%から20%まで引き下げられ、「グレーゾーン金利」が撤廃された。第二に、個人の借入総額を年収の3分の1までに制限する「総量規制」が導入され、無収入の人は原則、借りられなくなった。

ところで、改正貸金業法は、多重債務を生み出さないという視点からは、第一の「金利の引き下げ」は、特に懸念だったこともあり、その実現の意義は大きいと解されている。しかし、第二の「総量規制」のほうは、普通の利用者が借りられなくなるおそれがあるから、両刃の剣でもあると解されている。たとえば、これまで無収入の専業主婦も、夫の収入に応じて借り入れができる。改正法にも、「配偶者貸し付け」という特例が設けられ、無収入の人も、配偶

者の収入や、借り入れに対する同意、婚姻関係を証明する書類などを提出すれば、借り入れできる。しかし、配偶者の同意を得て借錢する人がどれくらいいるか、という疑問が残る。⁽⁴⁾さらに、事務が繁雑になつたり、システムを対応させるにはコストがかかるなどの理由で、ほとんどのカード会社や消費者金融が配偶者貸し付けを受け付けないといふ問題がある。⁽⁵⁾大手で対応するのは、会員の約1割を専業主婦が占めている「セディナ」くらいとみられている。⁽⁶⁾業界では、400万人以上が新規借り入れができなくなるなどの影響を受けると見る。⁽⁷⁾

また、長引く景気の低迷下、大手の金融機関では相手にされない短期の小口資金やつなぎ融資を消費者金融に求めてきた中小企業や個人事業主も少なからず存在するが、規制が一律に適用されるため、特につなぎ融資が必要な個人事業主の廃業が増えるとの懸念が出ている。担保などが少ない個人事業主は、民間金融機関からは借りられない。売り上げ入金が数カ月後になる土木・運送業などの個人事業主にとって、貸金業者のつなぎ融資は重要である。改正貸金業法では、個人事業主の事業資金は「総量規制」の対象外とし、提出書類も簡略化した。⁽⁸⁾しかし、業界の調査では、完全施行後にも個人事業主に貸すとした貸金業者は25%と、施行前の44%から急減した。「手続きが増え、上限金利は下がり、採算が取れない」ためである。さらに、完全施行を目前にした15日、「日本貸金業協会」の会長は会見で「2年半後には業者数は半減している」と危機感をあらわにした。改正貸金業法では、貸金業に参入するには最低5千万円の純資産が必要となつた（改正前は、個人300万円・法人500万円）。また、貸金業界では、過去にもらひ過ぎた利息を返還する「過払い金返還」や上限金利引き下げが経営を大きく圧迫している。金融庁によると、2010年3月末時点の貸金業登録者数は4957業者で、ピークの1986年（4万7504業者）の1割未満である。2010年7月末には10分の1以下の3千社余りにまで減つた。⁽⁹⁾実際、貸金業者から借りている個人事業主は約180万人と推定され、貸手が減る中、「ヤミ金融に走るのでは」と警戒する声も出ている。「企業の99%を占める中小零細企

業は雇用の観点でも重要。多重債務者と健全な借り手に規制を一律適用するのは疑問だ」との声もある。

- (1) 多重債務を防止する目的で、2006年（平成18年）12月に成立した改正貸金業法は、消費者金融とクレジットカードのキャッシングを対象としており、住宅ローンや自動車ローンは除外されている。
△無登録営業の罰則強化
- (2) 改正貸金業法は、多重債務問題の解決を目的に07年1月から4段階に分け施行され、既に△過剰貸し付け防止など業界側の自主規制機能の強化——などが施行済みであった。
- (3) この総量規制を円滑に進めるため、貸す側の業態ごとに分かれていた信用情報機関を統合し、新たに2つの指定信用情報機関を創設。これにより、「クレジットカードのキャッシング枠を超えたから消費者金融の枠を利用しよう」という「借り回り」ができなくなった。同時に、個人の借入額なども正確に記録され、照会できるようになつたので、利用者の信用情報もガラス張りである。
- (4) 内閣総理大臣の認可法人である「日本貸金業協会」が2009年11月に行つた調査では、専業主婦（主夫）の38%が、借錢を配偶者に話していない。
- (5) 2010年5月、朝日新聞が大手のクレジット、消費者金融の計10社に取材したところ、三井住友カード、三菱UFJニコス、ジェーシービー、イオンクレジットサービス、クレディセゾン、アコム、武富士、プロミスの8社は、「配偶者貸し付け」を「実施しない」と回答した。
- (6) 「配偶者貸し付け」以外では、主婦でもパート、アルバイトなどの職に就き、収入証明書を発行してもらえば、普通に審査を受けられる。しかし、この方法の場合、パートでは年収はせいぜい100万円程度であるから、キャッシングの上限も低くなる。
- (7) 「日本貸金業協会」の利用者の抽出調査では、主婦（パート収入のある人も含む）のうち、借り入れ残高がある人と過去に利用経験がある人を合わせると、約3割で、推計400万人以上に上る。

(8)

ノンバンクの消費者金融事業が審査、回収のノウハウをもつてゐるのに対して、銀行は、担保なしに個人を判定するノウハウを持たない。

(9)

つなぎ資金が欲しい個人事業主は、事業計画書、資金計画書、収支計画書の3つの書類を提出すれば、上限なしで借りられる特例が認められ、また、100万円までなら、貸金業者に口頭で説明し業者がそれを記録に残せば、書類なしでも借りられる。金融庁は2010年4月に、社会的混乱を最小限にとどめるため「借り手の目線に立った10の方策」として「激変緩和策」を発表した。そこには、個人事業者向けの借り入れに必要な手続きの簡素化などの緩和策などが並ぶ。低利資金への借り換えは「新規借り入れ」の枠外とし、個人事業主には、事業所得の一部を年収にカウントし、個人主義での借り入れを拡大できるようにした。

(10)

消費者金融大手のプロミスは、有人店舗を全廃。生き残り策として、10年6月、中国・深圳で消費者金融事業の認可を取得。上限金利が日本より高い海外事業にシフトする動きも加速しそうということである。アルフも従業員の約半数を削減。こうした中、02年3月期まで消費者金融最大手だった武富士は、09年11月から新規や追加の貸し付けをほぼ停止、資産売却に追い込まれ、ついに10年9月28日、東京地裁に会社更生法の適用を申請し、経営破綻した。消費者金融会社が生まれた1960年代以降、大手の経営破綻は初めて。背景には、過払い利息の返還や貸し出し制限の強化、金融危機など消費者金融業界の環境激変がある。武富士はメーンバンクを持たない「独立系」。自由奔放に営業していたころは銀行の口出しが無いのが強みだったが、08年秋のリーマン・ショック後に社債の発行が難しくなり、銀行の後ろ盾もないことから資金繰りが悪化した。資本・業務提携に踏み切る相手も現れなかつた。消費者金融は預金を集めないため、貸出資金は銀行からの借り入れや社債の発行などに頼る。武富士は、大手銀行グループに入らない「独立系」のため、信用力では劣り、不利な状況だった。武富士の破綻は、業界に一層の淘汰を促す可能性がある。武富士破綻により過払い利息の返還が大幅カットされる可能性が高く、それを見た他社の顧客の過払い利息の返還請求も一層加速するとみられるからだ。特に中小・零細業者や独立系は一層苦しくなり、破綻や再編もありうる。しかし、三菱UFJファイナンシャル・グループ（FJ）子会社のアコムや三井住友FG関連会社のプロミスといった銀行系は、資金面でのバックアッ

プがあり、ライバルが減れば有利になる。

2 「日本貸金業協会」が2010年4月に公表した調査では、消費者金融の借り入れ利用者の51%が年収の3分の1以上の額を借りている。彼らは、借金を年収の3分の1以下まで減らさないと、新たに借りられない。「借金難民」である。現在借金をしている人は約1500万人と推定されており、約750万人が「難民」ということになる。「借りられない悲惨」に直面した「借金難民」がヤミ金融に走るなど、新たな社会問題になりかねない。⁽¹⁾ 改正貸金業法には、施行から2年半以内に「その検討の結果に応じて所要の見直しを行う」とする条項がある。完全施行によってなお混乱が続くようなら、改正法の再見直しも検討すべきとされている。

(1) 2010年4月の「日本貸金業協会」の調査で、「総量規制」に該当していて借金を3分の1以下に減らすめどが立つていない人に、今後どうするかを複数回答で尋ねたところ、「ヤミ金融等非正規業者から借りる」が42%にも上った。

3 そんな中で、大阪府が2010年7月6日、改正法により強化された規制の一部を緩和する「貸金特区」構想⁽¹⁾を政府に提出した。同構想をめぐり、同府橋下徹知事と弁護士会が火花を散らした。知事は「借りづらくなれば、資金繰りがつかず破綻する中小企業が増える」と主張。弁護士会側は「貸金業者寄りだ」と批判⁽²⁾。ところで、府が特区構想の根拠の一つとするのも、10年3月にまとめた債務者らのアンケートである。年収300万円以下の所得層の過半数で、借入総額が年収の3分の1を超える、また、7人に1人が「違法なヤミ金融の利用は仕方ない」と回答し、このま

まではヤミ金融の拡大が懸念される、という論法である。しかし、多重債務者を支援する「大阪いちょうの会」（事務局・大阪市）によると、改正法が施行された10年6月以降（8月23日現在）、「新たにお金が借りられない」といった個人や零細事業者からの相談は数件にとどまっているという。同会の川内泰雄事務局長は「そもそも年20%超の高金利で借りなくてはならない時点で、資金繰りが行き詰まっている可能性が高く、さらに借金できても高い利息の支払いに苦しむだけだろう」と話した。

- (1) 大阪府の構想では、①法改正で年15～20%とされた「上限金利」を、1年以内の貸し付けと20万円以内の少額に関しては改正前の29.2%に引き戻す。②借入総額を年収の3分の1までとした「総量規制」については、返済能力があると認めた場合には総量規制を超えた無担保融資を可能にし、72カ月以内に返済を完了する。③専業主婦には50万円を上限に融資する——などが盛り込まれている。規制緩和は、府内に本店を置く業者が府内の店舗で融資する際に対象となり、顧客は府民以外でも受け入れる。返済能力を超える過剰貸付を防止するため、「貸金業者の認証制度」をつくり、貸金業者は府による認証を受けることを義務化するとしたほか、ADR（裁判外紛争解決手続き）機能を持つ「相談支援センター」を設立し、貸金業者（特区活用業者）の負担により、返済が困難な人に無料で債務整理や和解の支援をする構想も盛り込んでいる。
- (2) 「ぎりぎりまで追い詰められた債務者はお金がほしいのに、今回の法規制は金の流れを遮断させた。本当に横暴で知恵がない」。「金利は市場に委ねるべきだと思う」と知事は改正法を非難した。
- (3) 「特区の導入は、法改正の契機となつた八尾ヤミ金事件が発生した大阪府から、新たな多重債務問題を発生させることになる」と、府が特区構想を国に提出した7月6日、大阪弁護士会は、構想の撤回を求める声明を出した。さらに同月14日には、日本弁護士連合会の宇都宮健児会長も反対声明を出した。「どうみても貸金業者保護の特区。府に裏切られた」

と大阪弁護士会多重債務者救済対策本部の鈴木嘉夫副本部長は憤った。大阪弁護士会の金子武嗣会長も「弁護士はむしろ多重債務問題の解決のために金利引き下げを望んできた。府は低利融資などのセーフティーネットを充実させるべきだ」と話した。

4 貸金業法が改正され、貸金業界は窮地に立つたが、それに輪をかけたのが裁判所である。グレーブーン金利を認めないと最高裁判決は、過払い金返還請求の山となつて、大手4社といえども経営は立ち行かなくなつた。私的整理への道を選んだアイフルはもちろん、独立系の武富士も、背後にメガバンクが控えるプロミスもアコムも、消費者金融業という業態自体が消滅しようとしている。そんな中、業界にさした一筋の光明となつたのが、貸金業特区構想であった。改正貸金業法施行で先行き不安が台頭し、消費者金融株が軒並み安となつていたところ、大阪府が同構想を正式提案した7月6日の前日の5日、その情報が流れた証券市場では、消費者金融株が久々に活気づき、株価は急伸した。⁽¹⁾

ところが、6日になつて状況は一変した。前日に急騰したことによる利食い売りが活発化したほか、自見庄三郎金融・郵政改革担当相が7月6日、午前の閣議後会見で、一般論として「法律違反を大阪府に限つて認めることになる」ため、同構想は「適当ではない」と否定的な見方を示し、構想の実現性に不透明感が強くなつたのがその理由である。それに、20%を超える金利を超える出資法金利（グレーブーン金利）での貸し付けは、前述したように最高裁で全否定されているので、これが覆ることは現状ありえないと解される。また、貸金業者を弱体化させた過払い金の返還訴訟などを否定することになる。また、「貸金特区」構想は、年間返済額が年収から生活費と住居費を引いた額の9割

以下なら総量規制を超えた融資を認めるともいっているが、どうやって生活費を調査するのか。自己申告か。「そもそも大阪府は本気でこの提案が受け入れられるとは考えていないようで、改正法の弊害を問題提起したかったようです」との見解も出ている。

(1) ある外資系証券のアナリストは「政府は9月末をめどに特区設置の可否を判断する見通しだが、地方自治や地方分権の強化が求められているため、実現の可能性は高い」と指摘。また「ヤミ金融利用による被害が続出するなど、総量規制の影響が大阪で増えれば特区が認可される可能性はゼロとはいえない」(準大手証券情報担当者)との見方もあり、材料が飛び出した段階では好材料として受け止められていた。

(2) 同金融相は「特定地域で上限金利を上回るような貸し付けが行われ、刑罰の対象から除外することになれば、改正貸金業法で上限金利を引き下げた趣旨を損なう。地域によって刑罰が異なることになり、法の公正性に反する」と話した。

六 世界は国家も国民も借金漬け

1 今世界は、国家も国民も借金漬けである。^①日本国の場合、国と地方自治体が抱える借金総額が、保有する資産総額を2009年末で約49兆円上回っていたことが、内閣府の統計で分かった。同種の統計がある1969年以来初めてとなる深刻な財政状況だ。普通の家庭なら夜逃げしてもおかしくない。これが個人であれば、とっくに破産している。過去に、アルゼンチンやロシアがデフォルト（債務不履行＝返済不能）を起こし、国内経済を大混乱させたこ

とがある。日本が、それらの国と異なるのは、その借金を海外にせず、ほとんどを日本の国の中で済ませていていることである。日本の国債や地方債は、そのほとんどが日本国内で消化（完売）されている。そのよりどころとなつていてのが、個人金融資産である。郵貯、銀行に眠る日本国民の金融資産総額は1,400兆円とも1,500兆円ともいわれる。^③「国の借金」より国民資産の方が今はまだ上回っている。しかし、「家計の金融資産で、日本国債を買い支えられるのは、あと2～3年ぐらい」（金融機関幹部）との見方もある。

新晋政権は2010年12月24日、11年度政府予算案を閣議決定した。一般会計の総額は92兆4116億円となり、10年度当初予算を1124億円上回つて過去最大となつた。税収は3兆円増の40兆9270億円を見込むが、歳出の約48%は国の借金である国債に頼つていて。新規国債の発行額は44兆2980億円と、過去最大だつた10年度並みを維持、2年連続で税収を上回る借金をする異常事態だ。国債の発行残高は11年度末で667兆6千億円に膨らむ見込みだ。日本は国債の大半を国内の金融機関が買つており、預貯金など個人の金融資産約1400兆円が国債発行を支えている。政府短期証券などを加えた、国債を中心とした国の借金の残高は、10年度末で973兆円の見込み。新規発行とは別に、過去に発行した国債の返済期限に合わせて借り直す「借り換え債」の発行額は、10年度当初比8.5%増の111兆3千億円の見込みで、借り換え合わせた年間発行総額は169兆6千億円で過去最大になる。

(1) 国際通貨基金（IMF）は2010年5月14日、世界各国の財政見通しに関する報告書を発表した。日本については、毎年の借金が積み上がつた「債務残高」をみると、10年に国内総生産（GDP）比で227%に上る見通しだという。同年のギリシャの債務残高見通しは133%で、日本の財政悪化が突出している。2015年に主要国や新興国の中でも最悪の250%に達すると予測。現在5%の消費税を倍の10%に引き上げれば、毎年GDP比で2.6%分の增收につなが

ると指摘。事実上、日本に消費税引き上げを提言した。

また、金融危機前の07年には、世界全体の1年間の「財政赤字」はGDP比3%にとどまっていたが、09年には6.7%に拡大。10年は6%、15年も3.3%と赤字幅が高水準にとどまる予測した。とくに日本を含む主要7カ国（G7）諸国では、15年時点の赤字が5.4%に上る見通しだという。日本については、10年の財政赤字がGDP比9.8%に上り、15年でも7.3%と予測した。IMFは財政赤字が大きい諸国には、增收策が必要だと指摘。日本については消費税引き上げ、米国には連邦政府レベルでの消費税導入の必要性に言及した。IMFは「すべての国々は、今すぐ、中期的な財政状況の強化に向けた構造的な施策を実施すべきだ」と訴えた。

(2) 内閣府が2011年1月31日公表した09年度国民経済計算確報によると、国と地方自治体を合わせた一般政府部門の09年末の借金総額は、08年末より^{35兆円多い}1018.9兆円。国が借金にあたる国债を大量に発行していることが主因で、初めて1千兆円を超えた。一方、政府が保有する道路やダムなどの社会資本を中心とした資産総額は、08年末より^{19兆円も減り、970.0兆円だった。}物価下落が続くデフレの影響で所有地などの評価額が下がったほか、特別会計の積立金など、いわゆる「埋蔵金」を取り崩したことによる原因だ。この結果、資産総額から借金総額を引いた正味資産は、マイナス48.8兆円に落ち込んだ。

(3) 日銀の資金循環統計で、個人金融資産総額は、2009年末時点では1456兆3740億円である(2009年3月末時点では金融危機により、1410兆円まで落ち込んでいたのが、回復している)。「日本の個人金融資産1456兆円の内訳デーツ2009年」(ウェブ為替王2010年3月24日)によると、「現金・流動性預金」が約23%(約339兆円)、「定期性預金」が約32%(約456兆円)、「株式(含む出資金)」が約7%(約97兆円)、「投資信託」が約4%(約56兆円)、「債券」が約3%(約40兆円)、「保険」が約15%(約216兆円)、「年金」が約12%(約181兆円)、「その他」が約4%(約62兆円)である。安全資産重視の傾向は昔と変わらない。ちなみに、現金預金総額(現金+流動性預金+定期性預金)に占める外貨預金の割合はわずか0.66%(全体の0.36%)。日本国民は「保険好き」といわれているとおり、現金預金に次いで保険の比率が15%と高水準である。債券のうち大半は国債。実質的なリスク資産は株式と投資信託を合わせた1割程度である。

これら銀行預金や郵便貯金、保険の掛け金は、その金融機関を通じて国債に投資されている。個人金融資産の7割が国債や地方債に回されているとの推定もある。

2 リーマン・ショック（2008年9月）、ドバイ・ショック（09年11月）、ギリシャ・ショック（10年5月）

を経験した今、国債市場にお金が集まるのは主要国に共通した現象であるが、日本国債に人気がある。それは、欧米各国の国債の場合は世界の投資家が売買しているのに対し、日本の国債の95%を持つのは国内投資家であり、そのうち6割とも7割ともいわれる国債の保有者が、ゆうちょ銀行をはじめとする金融機関であるという独特の事情があるからだ。日本企業の収益は回復してきたが、先行きに不安を抱えている現状では、企業などへの貸し出しは低迷している。預金から貸出金を差し引いた預金超過額は過去最大の149兆円⁽¹⁾。このお金が国債市場に流れ込んでいる。融資先を見つけられずに余ったお金が、国債市場に流れ込んでいる。⁽²⁾

しかし、こうした状態が続く保証はない。リスクは高まっている。日本は、国や地方自治体の借金が多すぎる弱点をかかえているからだ。⁽³⁾借金がどんどん膨れ上がれば国が返済してくれないという不安から国債が売られて価格が下がり、長期金利が上昇し、国債の利払い費⁽⁴⁾が膨れ上がる。こうして、日本の国債の金利が上昇することにより、国家予算が破綻する。日本の国債の格付けが下がり、国債暴落となれば、国債を抱えた金融機関の破綻へとつながる。ただ、国債を抱えていない金融機関はないから、全ての金融機関が潰れてしまうことになる。体力が弱いと見られた金融機関から順に取り付け騒ぎが起こりかねないので、預金封鎖、つまり郵便貯金を初めとする金融機関の預貯金が凍結される（引き出しができなくなる）。欧米より安心と日本の国債に向かっていたマネー。今度は、日本から海外へ大量のカネが流出し、円安となる。消費税の大増税により不況に拍車がかかる。国から大量の国債を買い取られた

日銀が、紙幣を刷りまくりインフレ政策をとる。円安がいつそう進み、輸入原材料が高騰し、さらにインフレに拍車がかかり、瞬く間にハイパーインフレ（急激にインフレがすすみ、猛烈な勢いで物価があがりつづけること）となる。円が暴落し、国民の預貯金や紙幣が紙くず同然となる。社会的弱者は職を失うなどして犯罪に走り、治安が悪化する。日銀が新紙幣を発行することにより、国債という借金がすべて棒引きにされる。日本国はデフォルト（債務不履行）となる。「経済大国」日本のデフォルト（国家債務不履行）が引き金となり、世界大恐慌となる。⁽⁵⁾

（1）　日銀が2010年6月8日発表した「5月の貸出・資金吸収動向（速報）」によると、国内銀行の月中平均の貸出残高は396兆1237億円で前年同月よりも8兆3867億円減った。09年は、08年秋以降の金融危機の影響で、企業がコマーシャルペーパー（CP）や社債を発行しづくなり、運転資金などを確保するために銀行からの借り入れを増やしていたが、それが一段落し、借金を返す企業が増えた。一方、預金の平均残高は544兆2860億円で、前年同月より15兆9268億円増えた。企業の売り上げが改善し、手元資金が増えた分をとりあえず預金しておく、という動きが広がったためと見られ、「企業は金融危機の教訓で、いざという時に備えている」（日銀）という。この結果、預金残高が貸出残高を上回る「カネ余り」の額は148兆円を超え、過去最大となつた。1年前から2割も増え、150兆円の大台に近づいている。04年から120兆円前後で横ばいが続いていたが、ここに来て一段とカネ余りが深刻化している。

（2）　報道資料によると2010年8月現在、国債の最大保有機関が、ゆうちょ銀行の150兆円、続いて公的年金（80兆円）、かんぽ生命（70兆円）、日本銀行（60兆円）、企業年金基金（30兆円）などが大口引き受け先である所謂政府系機関の引き受け額は約400兆円であり、60%に達している。他に民間金融機関ではメガバンクのみずほ銀行、三菱（F.G、三井住友等で約80兆円の国債を保有しているし、生損保が60兆円運用しているので計540兆円である。当時の国債発行残高約700兆円の約80%に達する金額が政府系機関と政府の指導を無視できない生保やメガバンクで引き受けているのである。その

他の地銀や信用金庫等の地方をメイン市場とする金融機関も規模に応じてそれなりの金額を国債購入に当てている。

いずれにしても、日本は余り状態なのに「なぜ中小企業の資金繰りは厳しいのか」について、「端的に言えば政府（財務省）と日銀が結託して日本の国債を金融機関に引き受けさせて、市場に流れるべき現金を吸収させているからである」つまり、低金利政策と超緩和政策で、本来ならば余剰資金が万年資金事情の厳しい中小企業や不動産投資に向かうはずなのに余剰資金が市場に流れない巧妙な仕組みを政府と日銀が結託操作して調節しているのである。その元凶は政府が発行する国債であり、日本政府は年間160兆円、毎日5千億円の国債を発行していることが原因である。政府が国債を乱発しなければ、本来なら市中には資金がじやぶじやぶ状態で不動産価格はそれなりに高値で推移しているはずだし、万年資金繰りに苦しめられている中小企業経営も少しは楽な経営状態の恩恵に浴しているはずである。ところが現実は、超金融緩和とは言葉だけで中小企業の経営の厳しさは一向に改善の兆しは見られない。明らかに財務省主導のペテン金融政策に騙されているのである。エリート集団が企画した壮大な日本株式会社の私物化であり、乗っ取りである。石頭集団も、こいつらにこき使われている政治屋どもも、所詮は私利私欲のみを追及する我利我利亡者であることは間違いない。（ブログ元始求道会・毘沙門寺岡 2010年8月6日）

(3) 日銀が2010年9月17日発表した2010年4～6月期の資金循環統計（速報）によると、6月末時点での国と地方の債務残高が、四半期ごとの統計を取り始めた1997年以降初めて民間企業の債務残高を上回った。政府が景気対策で国債などを発行して借金を重ねる一方、民間の資金需要は伸び悩んでいることを示した。6月末時点の債務残高は、国と地方が1年前に比べ6.3%増の1035兆2060億円、銀行や信用金庫などの金融を除く民間企業は3.4%減の1千兆2518億円だった。

(4) 格付けは、国が借金を期日通りに返済できる確率がどの程度かについて、専門家が判断したもの。因みに、米格付け会社のS&P（スタンダード・アンド・ Poor's）は2011年1月27日、日本の国債格付けを「AA」から「AAマイナス」に1段階引き下げたと発表した。S&Pが日本国債の格付けを下げるのは、2002年4月以来。大規模な財政再建策が取られない限り、日本の財政赤字が今後も悪化していくことを理由に挙げた。「AAマイナス」は、21段階あ

(5)

るS&Pの格付けのうち上から4番目。因みに、米国、フランス、ドイツ、イギリス、カナダは最上級の「AAA」、ベルギーが「A+プラス」、スペイン、カタール、スロベニアが「AA」で、「AAマイナス」は日本、中国、クウェート、サウジアラビア、台湾。イタリア、チリは「A+プラス」で、アイルランド、韓国は「A」、ポルトガルは「Aマイナス」、ロシアは「BBB」、ギリシャは「BBBプラス（投資不適格）」である。格下げされれば、日本の信用力は落ち、円や国債が売られやすくなる——。そんな連想が一瞬、市場を駆けめぐり、円は1円近く安い1ドル＝83円台になった。だが、円はすぐ82円台に戻った。別の米格付け会社のムーディーズ・インベスター・サービスが02年5月に日本国債を一気に2段階格下げし、アフリカのボツワナを下回ったときは、大きな衝撃が政財界や市場に走ったが、今回は、日本の財政悪化が市場にとつては驚くに足らない日常的な光景になってしまっているのだ。しかし、伊東隆敏東大大学院教授（国際金融）は、「菅政権は消費増税と言つてはいるが、衆院選後に実施するといふのでは、早くても実現までに『今後2年はかかる』とみられ、日本の政治の実効力が疑われている。世界金融危機で、格付け会社は『金融商品のリスクを把握できなかった』と批判された。今回、その反省から、S&Pは国債のリスクが高まつたと判断した時点ですぐに小幅な格下げをしたと言え、妥当だ。円や日本国債は急落はしないだろうが、じわじわと値段を下げていくだろう。欧洲で広がつてゐる財政不安が日本にも波及し易くなつた」と述べている。（朝日新聞朝刊2001年1月28日1、3面）

(5) これは、政府としても避けたいから、そのしわ寄せを国民個人に求めると思われる。北朝鮮が2009年11月末に突然行つたデノミネーション（新ウォン切り替え）のお手本は、日本である。資産税は終戦直後の昭和21年2月に公布された。正式には「金融緊急措置令および日本銀行券預入令」と呼ばれ、銀行へ強制預金させ、預金封鎖を実施、引出も制限された上、「新円切り替え」が行われた。その際に資産税等をかけ、預金から天引き、足りない場合は、土地などの現物を没収した。厳密には、課税にも幾つか種類があった（富裕税・総額500万円以上の財産に課税（最大3%）、「財産税」・一定金額以上の資産に25%課税（1500万円超90%）、「再評価税」・インフレによつて価値が増大した資産を再評価して、6%の課税。「戦時補償特別税」・戦時に発生した民間企業の政府に対する未払い請求権に100%課税（実質、棒引き）、その他、「取引税」、「非戦災者特別税」など）。終戦後などさくさくで、かなり無謀と思われるようなものもある

が、当時の目的対象は、資産家にあった。特に財閥は解体を招くことになった。現代においてはその主眼が、富裕層はもちろん、中流層全般、庶民一般まで幅広く網をかけてくると思われる。（ウエブア修羅2010年2月07日）

一方で、日本銀行によると、銀行と信用金庫の貸し出しに占める住宅ローンの割合は、00年度末の13%から09年度末には21%に増えた。他方、厚生労働省の調べでは、会社員などの給料の総額は、米国のサブプライム（低所得者向け）住宅ローン問題が起きた07年度から3年連続で下がり、06年度より5%減った。「貸し過ぎ」の一方、借りる人々は、返済できないリスクが高まるばかりだ。住宅ローンを返せなくなり、家を手放す人が急増しているという。不動産競売流通協会の全国調査によると、銀行などが強制的に売るために裁判所の競売にかけられた一戸建て住宅とマンションは、2009年度には08年度の1.3倍の約6万戸に達した。その一方で、09年度に新築された住宅は約80万戸。新たにマイホームの夢をかなえた人がいる陰で、多くの「住宅ローン破綻」が起きている。

老後まで続く返済、貯蓄なし、借金。誰が見ても無理なローンが組まれている。なぜそのような無理なローンが組まれたのか。「バブル崩壊後、企業向け融資の採算が悪化し、銀行は住宅ローンに活路を求めた」。企業を格付けしているスタンダード・アンド・プアーズの根本直子マネジングディレクターはこう分析する。⁽²⁾ 小泉政権の「官から民へ」も拍車をかけた。01年、国の資金で貸し出していた旧住宅金融公庫（現住宅金融支援機構）の住宅ローン廃止が打ち出され、「旧公庫から借りていた層をねらい、銀行が一斉に住宅ローンを活発にした」（旧公庫職員）という。元銀行員の新保恵志東海大教授は「実績主義の広がりで、審査の質より融資額が行員や支店長の実績になるため、融資額を増やすことが目的になつた」と指摘する。競争の果てに、銀行は「貸し過ぎ」の体質になつたという。

「銀行や不動産会社に『家賃と同じ返済額』と言われ、頭金なしで家を買う人がいる。だが、頭金がない人はぎりぎりで暮らしてきた人。家を買うとローン以外の負担も増え、返済が苦しくなる」。家計の相談にのるファイナンシャルプランナーの藤川太さんはこう警告する。⁽⁴⁾

(1) 裁判所の競売は、返済が滞るなどした時、銀行などの申し立てで、裁判所が強制的に住宅やビルなどを「入札」という方法で売る制度。裁判所が基準価格を示し、それをもとに購入希望者がそれぞれ希望価格を出し、最も高い希望者に売る。一般の売買で売れにくかったり、建物の中を見ることができなかつたりするなどの理由から、基準価格は一般の売買価格より数割安い。住宅ローンでは返済が数カ月から半年間滞ると銀行などが裁判所に申し立てる。裁判所の物件調査などを経て、申し立て後半年から1年ほどで入札される。

(2) 大手銀行のある支店は2000年代初めから住宅ローンを増やした。本部から号令がかかったからだ。支店長経験者は「多く集めれば、薄利多売で確実に利益が出るという戦略だつた」と説明する。「草刈り場」は住宅販売会社や住宅展示場。販売会社と提携し、家を買う客を回してもらつたが、他行も参入し販売会社の奪い合いになつた。次は金利の低さと審査の早さを競つた。通常の金利より低い「金利優遇ローン」などが次々にでき、1%前後の低金利を売りにした。土曜日も営業する「住宅ローンセンター」もでき、各支店のローンをまとめて審査するようになつた。「機械的にバッサバッサ審査した。銀行員が全物件を見るのをやめ、子会社やよその会社に委託するようになり、審査が相当緩んだ」。ある不動産会社の営業マンは「銀行の審査は甘くなっている」と打ち明ける。借金があつても銀行に申告せずに審査が通つたり、家の価格に借金額を含めて融資を受けさせたりしたという。

(3) 例えば、不動産取得税、司法書士の手数料、販売手数料、火災保険料、固定資産税、都市計画税等。

(4) サラ金で少額を高金利で借りるより、低金利とはいえた住宅ローンで多額の借金を長期に借りる方が危険であるといわれている。例えば、低い金利にも「落とし穴」がある。住宅ローンは変動金利なら1%前後まで下がつていているため、変

動を選ぶ人の割合が増えている。だが、ローン返済が残り25年で2500万円（ボーナス払いなし）の場合、金利が1%から2%に上ると、毎月の返済額は1万円以上増える計算になるのである。そして、住宅ローンで絶対にやつてはいけないのがボーナス払いといわれている。不況になつて真っ先に減らされるのがボーナスだ。住宅ローンのボーナス払いが多重債務者の原因である。この手のバターンによる債務者破綻は、低所得者とかギャンブル依存者とかではなく、そこそ所得のある普通に生活を送っているサラリーマンなのだ。ボーナス払いをしていなくとも、毎月の住宅ローン返済につまずき、サラ金に手を出す人も多い。不景気で給料が減らされた。妻も失業した。こうした不景気による収入減に、住宅ローンは対応できない代物なのだ。不景気になつた場合、必ずといっていいほど住宅価値は下がる。マンションも価格破壊が起きる。地価は下がる。つまり返済のあてにしていた自分の不動産価値が、不景気になると値下がりしてしまうのだ。このように不動産価値が値下がりしているうえに、不景気だから買いたい手がなかなかなくて、値下げせざるを得ない。そんな時、一時しのぎに利用した、サラ金やカードローンの借金までも加われば、家を売つても借金が全額返せないという、破滅の道が待つてるのである。また、住宅ローンを組む際には生命保険に入らされる。保険金を借金返済にあてましようというのだ。サラ金の取立てが厳しいから、自殺してしまいう人が多いといわれる。一般人やマスコミは、「自殺した人がサラ金の借金を抱えていただけで、自殺したのはサラ金のあくどい取立てのせいだ」と一元化する。もちろんそういう部分もあるが、それだけではない。住宅ローンの返済に行き詰つたからこそ、サラ金を利用してしまつたり、自殺してしまつたりするのだ。サラ金だけキャッシングしたところで、住宅ローンの恐怖がなくならない限り、借金による悲劇はなくならないだろう。そこで、アイフル（元社員の次のような激白がある。つまり、国の住宅政策を根本的に考え直さねばならない。ちなみに住宅は国が国民全員に支給すればいいと思っている。人口は減少して国土面積は変わらないのだから、理論上は可能なはずである。国民に住宅ローンがなくなれば、サラ金なんか利用する人は激減するし、可処分所得が増えて消費に回るだろうし、万が一、失業しても、ホームレスになることもなく、再スタートの拠点だけは確保できる。国民への住宅無償提供こそ、サラ金問題根絶の大きな政策だとと思うと。（ウエブ・

つぶやきかさこ 2009年10月06日）

4 日本についてはさることながら、アメリカも危機的状況にあり、旧ソ連のように国家が破綻する可能性が目前に迫っているといわれる。米国の2009年度の新規赤字額は約\$1.5兆で、国債でカバーする必要があつたが、2009年度の米国債を購入した外国人は激減（平均で20%）、特に大口購入先だった中国の減退が目立つてきた（中国の2009年度の購入額は1000億ドル止まり）。そこで、2009年度、残りの80%については、中央銀行がこの一年の不足分を一手に引き受けた格好になつていて。自分で発行して、自分で買つていて。2010年はさらにお買上げが必要だとすると、これが続くこと 자체が奇跡である。アメリカの国内の情況も悲惨なもので、テキサス・アラスカ・ヴァーモント等の州が連邦から離脱する動きが既に始まっている⁽¹⁾。カリフォルニヤ州では、教師や消防士、警察官のリストラが続き、州立大学の予算も削られ、失業率は16～17%である。サブプライム・ローンで家を買つた人々はローンが払えずには差し押さえが相次いでおり、差し押さえ件数は2010年12月現在でも過去最高を記録し続けている。ショッピングモールなどの商業不動産も立ち退きが増えている。家主を失つた空き家とテナントが出て行つたショッピングモールで、ゴーストタウンになつてしまつたところもあるくらいだ。こうしたなかで、オバマ政権は、10%近い失業率（2010年10月で9.6%）が続き、生活が楽にならない民衆にノーをつきつけられた結果、民主党の「歴史的大敗」となつた中間選挙の結果を受け、選挙翌日の10年11月3日、人民元の不当な安値に対する対中通貨戦争を勝利に導くべく、中国へ向けた強力な爆弾を放つた。つまり、F R B（米連邦準備委員会）が、今後毎月750億ドルずつ、来年6月まで計6000億ドルもの米国債権を、米国内の銀行から買い取ると発表したのである。米国の意図は、新たに米ドルを大量に刷り、ドル安に誘導することで、世界最大の米国債保有国である中国に、壊滅的な打撃を与えるようというものである。米国債を「紙屑化」すると同時に、台頭する人民元の国際化を阻止する狙いもあつた。これに対抗して、中国人民銀行は11月3日、来る米国からのホットマネー（短期間で動く投機マネー）

の流入に備え、市中銀行に対する預金準備率を0.5%引き上げると発表。だが、10月のCPI（消費者物価指数）は前年同月比4.4%増とハネ上がり、はやくもインフレが起り始めた。この時、中国は米国が本気で中国を叩きに来たことを確信したのである。取るべき手段は、経済力を背景に、他国との関係を強化することであつた。中国は早速、「花火外交（花火を打ち上げるよう）に、中国の各首脳が世界各国（中国にとって6年連続で最大の貿易相手国であるEUを始め、タイ・パキスタンなどの周辺アジア諸国、中東、アフリカ等）を外遊し、米国を封じ込めるという外交政策」に乗り出したのである。⁽²⁾この中国の反米包围網の形成に対して、オバマ大統領は11月6日、インドを訪問。クリントン国務長官も、ベトナム、カンボジア、マレーシア、パプアニューギニア、ニュージランド、オーストラリアを歴訪し、行く先々で強烈な中国脅威論をぶつた。通貨戦争の勃発を境に、米中は本格的に世界を二分し始めた。21世紀版冷戦がこれから本格的に始まろうとしている。

(1)

(ウエブ阿修羅2010年2月07日)

(2)

(週刊現代2010年12月4日号176頁、同12月11日号54頁)

こうしたなか、アメリカの債務放棄の切り札か、ドル崩壊を見越して新通貨を準備しているらしい。CNN（アメリカの大手ニュースネットワークの1つ）が流したニュースとは、ユーロにならつて米国とカナダ、メキシコが一体となって北米経済圏をつくる構想があり、2010年までに実現すると「AMERO」と呼ばれるようになるというものだつた。米国ドルの行方をシミュレーションすると、〈Step1〉米国政府は現在のドル（グリーンバック）を国内では流通不可にし、すでに準備してある新ドル（ブルーノート）を発行。新ドルは兌換紙幣とする（金との交換が可能）。〈Step2〉新ドル発行とともに、旧ドルは大暴落する。旧ドルを大量に抱えた中国や日本は、デフォルト（国家破産）状態となる。これが、米国が借金をゼロにする「クラッシュ・プログラム」と読んでいるものの実態で、これまで数年あるいは數十年かけて準備されて来たという。（ウエブビッグローブ2008年12月12日）

ところで、2009年度の日本の米国債保有は \$757 billion (2008年11月 \$635 billion) に増えたのか）。アメリカの2010年度予算の軍事費 \$708 billion + 1 billion。日本の米国債保有は、小泉氏の時にイラク戦争の戦費を援助するということで買い増したと思われる。大体、アメリカの国防費ぐらいの米国債を日本は保有している。イギリスも \$150 billion 増えている。ドイツ・フランス・カナダは \$50 billion 前後、イタリアは \$19 billion だから、アメリカがデフォルトになつても平気か。亀井静香金融・郵政担当相は2010年2月2日、ゆうちょ銀行の資金運用先を米国債と社債にも広げるべきだと考えを明らかにした。英紙フィナンシャル・タイムズ (FT) が1日に報じた。FTは、同相の話を基に、現在のゆうちょ銀の運用先は約8割が日本国債だと伝えている。アメリカは財政破綻を避けるため、日本に脅しをかけている訳で、本当に、米国債暴落による「借金踏倒」計画があるかは、見方が分かれるだろう。ただ、アメリカのおかれた経済的袋小路の状況や、現在の中露等経済新興国に包囲された国際情勢を見ているとウルトラCの「計画倒産」にも妙に説得力がある。ゲーチル問題・台湾武器売却問題・ダライラマ訪米問題などの一連の流れは、明らかに中国に対する刺激を意図したもので、メンツを最大の行動原理としている中国政権側は、これに対して「米国債不買・売却」で応じるしかない。つまり、アメリカは米国債を意図的に売らせ、紙屑化する戦略をとっているということだ。バブルであれば暴騰するが、世界経済破綻であれば二束三文になる可能性もある。おそらく、噂されていたアメリカ体制への移行か、切り下げデノミなどにより、米国債所有国、日本・中国・中東に犠牲を押しつける劇的な赤字減らし政策を行うと決定したのだろう。そうだとすれば、これから世界経済に何が起きるのか。(1)中国に猛烈なインフレが発生し、インド・ブラジルから世界に波及し、世界中でハイパーインフレの嵐となる。(2)世界中のペーパーマネー、デリバティブ資産が、みな紙屑に変わってゆくことで、現物指向、とりわけ金・原油・穀物が暴騰する。(3)これによつて、世界中の人民が食料を購入できず、各国で暴動内戦に至る。(4)国際貿易為替体制が崩壊し、食糧自給率の低い日本・韓国・フィリピンなどで国家崩壊が起きた。(5)混乱に乗じて CIA や FSB の謀略破壊工作が世界を覆う。たとえば泰山原発がチャエルノブイリのように破壊され、東アジア全域を汚染する。このことで、アメリカが劇的に優位に立つという目論見なのだろう。ところで、北朝鮮が行つた今回のデノミでの国内の混乱では、担当者を処分し、この政策の不備を認め

ている。あの完全に支配された北朝鮮でも経済政策で不義理をすれば、土台が揺らぐ。これは大変強力な「他山の石」であり、これまで噂されたドルの運命を左右すると思われる。冷戦後、確かにアメリカ一国が霸権を握る状態になつたが、北朝鮮の国内事情程に磐石か。オバマ政権は、中国は言いなりにはならないと言う判断から一挙に反対方向に舵をとつたと見る。アメリカが一国だけで出来る話ではないから、G7を仲間に引き込む作戦になり、中国を除外してG7の秘密会議を開催した。亀井大臣の突然の発言の意味は、仲間に對しては優先的に新ドルを提供するということだろう。

G7に統いてロシアとOPECと抱き込むことになるから、拡大G8プラス産油国の会議と言うことか。袖にされた中国は破産するしかない。ハイパーインフレとなるのは間違いない。現在のドルの停止、新ドルの発行より先に、先進国での金融規制強化とヘッジファンド・レバレッジの禁止となれば、中国のバブルは破壊されてしまうだろう。それなら中国は直ちにアメリカ国債を売る。アメリカ長期金利暴騰。株価大暴落。世界中に伝播。決済不能が続出。中国はその時既に必要なもの現物を買つてある。ところがG7はアメリカに義理立てすると米国債紙くず化で大損。購買力喪失すなわちデフレ。G7は買わないだろうから（新ドルもらえない）ドルは30円以下。ハイパーインフレになる機序が分からぬ東海アマはとにかくハイパーインフレ。食料供給率中国97%、日本40%。（ウエブ阿修羅2010年2月07日）

米国は国際金融マフィアに食い荒らされてマヒ状態。金融マフィアを駆除するには計画倒産しかない。米国は反中政策で中国に米国債売らせる気満々。でも、米国経済なくして中国経済は成立たない。失業率20%～50%になれば、米国連邦政府も中国共産党も倒される可能性大。米国は米軍に国内治安を任せせる。中国は各省の人民解放軍を統制できるのか。米国は念願のF.R.B解体後に新ドル発行、中国は人民元。世界はどっちを信認するか。米国に決まっている。同盟国にはドルと新ドルの交換率を良くし、敵対国にはドルと新ドルの交換率悪くするので、中国は減ぶ確率が高い。人権無視の独裁国に霸権など獲れるわけない。獲つてくれと熱望しているのは、極左共産主義者の国際金融マフィアだけ。極左共産主義者の国際金融マフィアリルミナティの統治戦略は、國家と宗教を破壊して人々を考えない革ゴイムにし、ゴイムを独裁政権に統治させその上に君臨すること。中国と中国共産党は理想的な実験体。今は、政府＝国民vs極左金融マフィア＝イルミナティの戦い。オバマが国民の側に立つて戦いを始められるかに掛かっている。オバマが米国内で

イルミナティに敗れればサタンイルミナティの暗黒統治がやつてくる。親中の小沢は勿論イルミナティ組。独裁小沢支
持者は国民の敵なのだが、奴等は小沢支持が民意だと暴言を吐く。世界は国民vs.イルミナティ。（ウエブ阿修羅2010
年2月08日）

七 國際的金融システムを作り上げたのはユダヤ人

1 國際的な金融システムを作りあげたのはユダヤ人であった。^[1]

ユダヤ金融資本は、イギリスを支配し、更に米国を支配した。その本体は「ロスチャイルド・ファミリー」であるといわれる。^[2]もつとも、アメリカを実質コントロールしているのは主にデイヴィッド・ロックフェラーをはじめとするロックフェラーハー家である。他にもハリマン家、ヴァンダービルト家、モルガン家、デュポン家、カーギル家などの大富豪達も関わっている（この他にもまだいるといわれている）。しかし、このロックフェラー一族はロスチャイルド財閥アメリカ支社長のような存在で、姻戚関係もある（そんなに近くはない）。ロスチャイルドの方が格は上であるが、アメリカの担当が現在はデイヴィッド・ロックフェラーである。^[3]ここ数年の日本国や周辺の大きな諸問題には、この人らが関わっていると言われている。^[4]しかし、2008年のサブプライムショックや2009年のリーマンショックで、コントロールを失いつつあるという。^[5]

ロスチャイルド家とロックフェラーハー家が組んで世界を動かすにおいて、ロンドンのロスチャイルドの頭首エドマンド・ロスチャイルド氏が当然世界支配の筆頭であり、パリのロスチャイルドが二番手で、アメリカのロックフェラー

が、番頭・・・そういう3人で世界を握りこんでいた。しかし、そういうエポックを築いて、堅いきずなで結びついていた3人のうち、まず、2009年1月17日にロンドンの親分エドマンド・ロスチャイルド氏が先に亡くなり（享年93歳、死因は不明⁽⁶⁾）、ついでパリのロスチャイルド氏も「くなつて、アメリカのロックフェラーだけになつていて、後繼者は先代ほどの迫力がないといわれている。⁽⁷⁾

(1) 西ヨーロッパで絶大な力を持ち始めたキリスト教は、聖地エルサレムをイスラムの支配下から奪還するため、1099年から約200年にわたって十字軍を送り込む。バレスチナに入った十字軍の兵士たちは、住民を大量に虐殺し、1099年、エルサレム王国を建設。しかしイスラムの反撃にあって、1291年、エルサレム王国は崩壊。この頃からヨーロッパのキリスト教社会では、ユダヤ教徒に対する迫害が強まっていった。「ユダヤ教徒はキリストを十字架にかけて殺した罪人である」という宗教的な理由もあるが、流浪の民であるユダヤ教徒は、「いつ、どこに引っ越さなければならなくなつたとしても困らないように、お金を蓄えておく習慣があつた。十字軍の遠征が始まると、その兵士たちは次々とユダヤ教徒を襲撃して虐殺し、金品を強奪。異教徒征伐にかこつけて、軍資金の調達を行つたのである。以後、ユダヤ教徒に対する迫害は強さを増していく、土地を持つことも制限されたため、農業を行うこともできなくなり、ほとんどすべての職業に就くことが禁止された。唯一の残された職業が、キリスト教徒がやらない利子を取り扱う職業＝高利貸し（質屋）や金塊の保管人、両替商（貿易決済業）などであった。当時、ユダヤ教もキリスト教やイスラム教も、利子の徴収は原則として禁じられていたのであるが、ユダヤ教は例外として異教徒（外国人）から利子をとることは許されていた。ところで、中世になつてルネサンスや宗教改革が起り、政治と宗教が分離された。それまではキリスト教会が政治権力や司法権を握っていたのであるが、プロテスタンント運動などによつて、政治権力や司法権は国王に移り、その後、フランス革命などを経て国民が力を持つようになつた。こうして、教会は国民の経済活動に口が出せなくなり、利子を取ることは罪悪ではなくなつた。ところが、それまで利子は罪悪だつただけに、金融の技術はほとんどの人々にとつて未知

のものであつた。その技術を持つていたのは、ユダヤ人だけだつたのである。

中世には、弾圧を受けたユダヤ人の移住が何回も起つた。ユダヤ人の金融家は、この離散状態を生かし、貿易決済にたずさわるようになり、為替技術を発達させた。また、貿易商人から毎月積立金を徴収し、船が海賊や遭難の被害にあつたときの損失を肩代わりする保険業や、事業のリスクを多人数で分散する株式や債券の考え方も生み出した。また、中世にはユダヤ人だと分かつただけで財産を没収されることもあったので、ユダヤ人にとって自らの名前を書かねばならない記名型の証券は安全ではなかつた。そのためユダヤ人の金融業者たちは、無記名の証券である銀行券を発行・流通させる銀行をヨーロッパ各地で運営していた。この技術は、やがてヨーロッパ諸国が中央銀行をつくり、紙幣を発行する際に用いられた。このように、現在の金融業は、ユダヤ人の迫害から生まれてきたともいえる技術なのである。

ユダヤ人は自らの構築した金融システムのノウハウを積極的に提供してきた。それが産業革命という時代の波にのり、資本主義を世界に広めていくことにつながつた。産業振興や、市場獲得のための侵略戦争など、国家の運営に必要な資金を最も上手に調達できるユダヤ人は、ヨーロッパの各国の王室にとつて「なくてはならない存在」となり、国家財政や金融政策を担うようになつた。その中でも最もユダヤ人を重用したのはイギリスである。世界各地を植民地化していった大英帝国にとって、各地に分散するコミュニティをつないで貿易や金融の取引をしていたユダヤ人の技術が必要だつた。この時代に民間資本家としてイギリスの国家運営に最も影響を及ぼしたユダヤ人は、ロスチャイルド家の人々であつた。小さな島国であるイギリスが驚異的な世界進出を成し遂げ、世界の地上面積の5分の2を支配していた裏には、ロスチャイルド家の金融技術があつたといつても過言ではない。（ウエブ・コスマ 2010年04月10日）

ロスチャイルド家発祥の地は、ドイツのフランクフルト。ゲットーと呼ばれるユダヤ人の居住地区からこの一族の歴史は始まつた。当時、市民権すらも与えられていなかつたこの一族は、細々と両替商をしながら生活していた。しかし、一族の初代マイヤー・アムシェル・ロスチャイルドは、古銭集めという共通の趣味から、ドイツの名門貴族ヘッセン家のヴィルヘルム9世と知り合い、やがて一緒にビジネスを始めるようになる。時は18世紀後半の戦乱の時代。この時、高利貸しと呼ばれる金融業に身を投じたマイヤーは、戦乱のヨーロッパ大陸を死の商人として駆け回り、莫大な自己資

金を得ることに成功する。それはユダヤの血のなせる業である（ユダヤ人は知能が異常に高く、商才に富んでいる）。その後、マイヤーの5人の息子たちがヨーロッパ諸国へと散っていく。こうして、ロスチャイルド一家は、世界中に散り商才を發揮するのである。その基本は、金融＝金貸し＝銀行制度の創造である。金融を制するものは、権力（企業・國家の支配）を得る。

ヨーロッパの君主たちは、お人好しにも、銀行家は大量の金を持っているのだと信じた。そして、国家がおカネを必要とし、しかし税収をもう上げられないとなると、銀行家から借りるしかないとなつた。「借りる者は貸す人の奴隸となる」（旧約聖書）。こうして次々と、国家に対して貸付けることによって、ロスチャイルド家は絶大な影響力を手に入れるようになつたのである。1815年、ロスチャイルド家はイングランド銀行を支配下に置き、英國の通貨発行権と管理権を手中に収めた。1913年には米国に連邦準備制度（F.R.B.）を設立し、米国の通貨発行権と管理権を手中に収めている。21世紀初頭、ロスチャイルド家が中央銀行の所有権を持つていない国は、全世界でアフガニスタン、イラク、イラン、北朝鮮、スーサン、キューバ、リビアの七ヶ国だけであった。その後、アフガニスタンそしてイラクに対する米国の侵攻により、現在では残り僅か五ヶ国のみになつてている。「私に一国の通貨の発行権と管理権を与えよ。そうすれば、誰が法律を作ろうと、そんなことはどうでも良い」マイヤー・アムシエル・ロスチャイルド（1790年の発言）。この基本的な原理が、ロスチャイルド一家を西洋の支配者とする。

ロスチャイルドは、ユダヤであるところに非常に強い結束がある。世界を支配するユダヤ王ロスチャイルドが、ただの大富豪ではなく、ユダヤ教の口伝（律法・解説書）＝秘密の教義＝『タルムード』の信奉者であり、しかもサバタイ派＝フランキストに属していることである。『タルムード』の基幹は、「ユダヤ選民主義＝ユダヤ人以外は人間ではない、家畜である。」この身勝手な原理により行動するユダヤである。世界中で起こっている、まるで地球を滅ぼそうとしているかのような数々の破滅的な出来事の裏には、政治・経済・軍事・宗教・メディア・教育等を支配する一族の意向がある。ユダヤは、広範な地域に現地人に溶け込み生活をしている。ユダヤ教から他の宗教に改宗している者も多い。ところが、「ロスチャイルドを祖父に持つ、ナチス・ドイツのユダヤ人の血を引くアドルフヒットラー」により戦略的に、自己がユダ

ヤ人で迫害された民族であると覺醒される。これは、ロスチャイルドのユダヤ覺醒戦略である。第一次世界大戦で單なる伍長だった、下級兵士ヒットラーがナチス労働党を組織できた秘密は此処にある。レーニンをしてロシア革命を戦略実行させたのもロスチャイルドである。ロスチャイルド一家は、世界史を変える壮大な戦略を実行してきた。余りに壮大な謀略である為に一般人の思考の限界を遙かに超えている。しかし、ネットの普及により情報収集が容易になると、ロスチャイルドの邪悪な世界支配のシナリオが多くの世界市民に知られるようになつた。現在、米国ではユダヤに対する名譽毀損を犯罪と認定する法律が制定されようとしているらしい。これは、ユダヤの世界支配がネット社会により広範に知られるようになつたため、都合悪くなつたユダヤ＝ロスチャイルドらが情報を封殺しようとする邪悪な戦術である。

ジャバニーズは、一般的に宗教に対し特殊な立場に立つものが圧倒的に多い＝信仰よりは習俗・慣習・商売手段。しかし、世界は宗教教義を基軸として成立している。この点がジャバニーズの特殊性ゆえに良くも悪くも日本に作用している。日本を内部から洗脳しようとした邪悪な勢力の多くは、当初キリスト教を手段として精神の奴隸化を試みたが、日本人がキリスト教に違和感を持ち馴染めず洗脳困難と判断した（新興宗教的なイカサマ・キリスト教で再度、強力に日本人洗脳を仕掛けているが）。そこで仏教をツールとして新興宗教をアレンジし、日本人を洗脳する試みが広範に行われている（創価学会はその一部である）。（ウエブ・アメーバ 2009年6月11日）

(3) 日本にも関わりがあり、政治家（与野党問わず）や財界人、政権に関わってる某巨大宗教団体の実質トップなどに代理人を介して（時に自ら来日して）、影響を及ぼしている。

(4) リーマンショックの立役者のモルガン・スタンレー、ソロモン・ブラザーズ、リーマン・ブラザーズ、それからゴールドマン・サックスとかはユダヤ系の金融機関。あそこには居るアメリカ人とかイギリス人の男性社員はほとんど全員ユダヤ人じゃないですかね、聞いたことはないけれども。多分、頭の先から爪先までユダヤ系だ。（石角完爾オフィシャルブログ2009年6月29日）

(5) ロックフェラー邸の前やCFR（Council on Foreign Relations: 外交問題評議会）の前で、911はロックフェラーなどの

ヤラセだとして毎日のように抗議活動をしてる人々がいる。また、アーロン・ルツソ氏（アメリカの映画プロデューサー、監督、政治運動家）も91はヤラセだったと告白している。「ロックフェラーの友は、91を事前に予告されていた」（ウエブ・ソーシャルブックマーク2008年12月14日）

- (6) 彼の死は何だかんと言つても相当の影響があるとされる。彼は「ユダヤ金融資本主義を掌握する人物」という肩書きがしつくり来るだろう。表向きは英国の金融王、しかしその影の部分といえば戦争でお金儲けをするという最悪な金融システムを構築したとされる人物だ。そして何より有名なのがF.R.B（連邦準備銀行）株主というところか。このF.R.Bに対して多大な影響を与えていたのが石油王ロックフェラー、金融王ロスチャイルド、J.P.モルガンという布陣。またゴールドマンサックス、シティバンクの2行だけでも株式の53%を保有している。実はアメリカという国は実質、この財閥の力でアメリカ政府自身が基軸通貨であるドル紙幣の発行が出来ず、金利を銀行に搾取されまくりの被害国である（日本に例えたら日本政府が円の発行権を持てず、日本銀行に対し円の発行も出来なければコール市場に対してのオペも出来ない、さらに金利も民間銀行にむしり取られる状態）。そしてブッシュ政権下で起きた9・11テロ事件もロスチャイルドが黒幕という噂も後を絶たない。またサブプライムローン崩壊～リーマンショック前、日本でも原油が暴騰していたのは記憶に新しいのだが、世界のどこかで戦争が勃発すると必然的に原油が暴騰するのは誰でも分かるだろう。そして儲かるのはアラブの石油王だけではない。この先物相場を操作していた黒幕はゴールドマンサックスとリーマン・ブラザーズなのだが、このゴールドマンサックス、リーマン・ブラザーズはロスチャイルドの息がかかった元・投資銀行である。なぜ投資銀行がそこまで石油にこだわったのかといえば、ロスチャイルド家は銀行のほかに石油会社、軍需産業を所有している。戦争相手国にお金を貸し、また敵対国には武器を売る、そして暴騰した原油を捌き多額の利益を生むというシステムなのであり、彼のビジネスは最悪だ。多くの人は酷い陰謀論だと感じてしまう話だが、実際の金融社会の仕組みはこんなものなのである。（ウエブ猛獣王S09年01月24日）
- (7) ユダヤの陰謀と言われるものの大本山も、役者がちぐはぐになっている。だから、今は、もう、あの泣く子も黙る「陰謀」も、かつての「完璧さ」を失っている。かつて1980年代ごろまでの水ももらさぬ陰謀の仕組みは、もう、ない。

日本が、漂流を始めた1980年代以後、世界も漂流している。だから、もっと、恐ろしい、およそ悪魔の思慮としか思えないことも、一部で画策されているかもしれないが、それを、完璧に、証拠も残さず、水も漏らさずやりおおせる力は、もう、無いはずである。ひとつの文化の継続年数は500年。たとえば、日本の服飾文化の着物は、500年前に今の形になつた。その前の安土桃山時代の衣装は少し違う。ロスチャイルド家が隆盛を誇り陰から世界支配をした時代もひとつ、「文化」と思えば、500年の寿命を、そろそろ終えかかっているのではないか。第一次世界大戦を仕掛けた見事な陰謀。第二次世界大戦後に、東西冷戦を仕組んだ水も漏らさぬ陰謀。それが、ベトナム戦争の敗北。中東での泥沼。おそらく9・11。リーマン・ショックにみる金融崩壊。資本主義が行き詰つたら戦争経済にもつていくのが彼らのやり口だつたけれど、結局、それを、しないのではなくできない。今、やつているのは温暖化詐欺であつたり危機を演出しての金儲けである。だから、すべてのことがちぐはぐになつてきていている。現代は「文化」の過渡期だ。それと「情報」が多く的人に共有されるようになつて、かつてのよくなつた寡頭支配は不可能になつたのだ。心の対極にある「押金主義＝資本主義」が、行き詰つているのが現在であつて、この価値観を転換することが、向こう岸に渡ることだ。（ウエブかぐやひめ
2010年2月5日）

2009年3月23日付の英紙フィナンシャル・タイムズが伝えたところによると、新興勢力のオーストラリアやブラジルの銀行もトップ20入りし、金融危機が国際金融の世界に地殻変動をもたらしたことが浮き彫りにされた。同紙によると、アジア通貨危機の傷跡が残る1999年5月には世界トップ20のうち米銀が11行、英銀が4行を占めた。世界1は米シティグループ（同1509億ドル）だったが、今回総額450億ドルの公的資金を受けるなど09年3月時点では46位（同137億ドル）に転落。この時点では、トップ20に残った米銀は、合併で経営体質を強化したJPモルガン・チエース、ウェルズ・ファーゴなど4行で、英銀はHSBC1行だけ。株価急落を免れた中国工商銀行（1753億ドル）、中国建設銀行（同1287億ドル）、中国銀行（同1128億ドル）がトップ3を独占し、中国の台頭ぶりを

印象づけた。国際金融を支配してきた米国や英國の銀行が今回の金融危機で壊滅的な打撃を受け、代わりに中国の銀行が世界のトップ3（株式の時価総額）を独占したことが分かった。世界の10大銀行のうち時価総額だとすでに5つくらいが中国の銀行である。そもそも銀行システムを作ったのもロスチャイルドであり、すべてロスチャイルドの計画どおりである。今回の世界的な金融破綻もロスチャイルドが仕組んでおり、この破綻をきっかけに世界を次の段階のロスチャイルド支配に追い込んでいくため、ロスチャイルドはアメリカを潰して霸權を中国に移す。日本は中国に併合されて東アジア連合が作られる。⁽¹⁾しかし、⁽²⁾中国が世界を支配するのは、経済侵略によつてだけではなく、古代ローマ帝国のように武力侵略によつてなのだ。⁽³⁾

ところで、最近の中国では、みんな短氣者、暴れん坊になつてゐるような、とにかく何かあればキレる。キレたら暴れる、暴れたら人を殴る。暴風雨のため航空便が欠航して乗客が空港の中で足止めされただけでも暴れる。そして、あちこちで凶悪事件が発生し、何かすごく物騒な、騒然たる風潮、世相になつてゐる。そういうような、政治、経済、社会と全般に何か騒然とした状況にだんだんなつてしまつという感じである。株価も下がるし、不動産バブルも崩壊するのではないかということになつてゐるし、インフレの物価もそろそろ本格的に上昇するのではないか。日本の新聞では、中国は繁栄しているなどと、いい面ばかり報道しているが、実際はそういうようないろいろな問題が噴出しているのが今の中国の状況なのである。2010年の3月・4月にきて、突然に経済も社会もそういうような、何か騒然とした状況になつた。そもそも不動産バブルの問題も、インフレの問題も、社会的不満が高まつてゐるという問題も、すべてこの10数年間ずっと中国がやつてきた、経済成長やあるいは政治路線などの政策の延長線にある。結局今までの10数年間この中国の経済成長でも社会的には、いろいろな矛盾を抱えてゆがんだ形でやつてきたからこそ、そろそろいざれかが破綻してしまつのではないかという兆しがたくさん出てきているのである。インフレと不動産バ

ブルの膨張の問題で、経済成長が止まってしまう可能性が現実になつてきた。要するに、中国に訪れる危機はこれからである。世界金融危機はだんだん収まるが、中国はこれからである。どうしてこれからかというと、無理してきたから、このツケがこれから回つてくる。中国にとって社会の安定がすなわち政権の安定であるが、中国の共産党政権は、本当は原理原則は何もない。あるのは融通無碍、要するに共産主義をやりながら、同時に市場経済をやるみたいに。彼らが鉄則にしているのは、要するに権力を守ること。それを守るためなら何でもやる、人を殺すこともする、あるいは市場経済もやる。中国共産党という政権は、政権さえ守れるならば何でもやるのである。これから中国が直面する問題としては、インフレの本格的発生を防ぐために、金融引締め政策を採る。それによつて不動産バブルは崩壊する。しかし、崩壊して経済が冷え込んで経済成長が止まつて、社会的大混乱に落ちる。失業者が増えて、社会的不安がますます高まる。そうすると、中国共産党が崩壊する。いや、あの制度はまたいやらしいほど強靭さがあるからすぐには崩壊しない。何か対外的冒險、対外的拡張政策に強く出ることによつて国内の危機を回避して国民の求心力を高めるという方向に走る。どこでやるかは決つている。東シナ海か台湾海峡しかない。だからこそ、毎年軍備拡大をやるのだ。しかも軍備拡大のやり方からすると、海軍に特に力を入れていい。結果的に海で何かやるということだ。沖縄、台湾、この一連の島は、だいたい中国が海に出るのを封じ、中国から見れば封じ込められるのである。いずれはこれを突破しなければならない。要するに海に出るという戦略。やはり自分たちの方からやる。だからこそ、今頻繁に東シナ海に出て、日本の自衛隊を挑発する、あれも決して偶然ではない、そういうのを繰り返しているのである。⁽⁴⁾

(1)

百科事典ウイキペディアによると、反ユダヤ主義の米国における勃興、ユダヤ系の国際金融資本への反発が非常に大きくなり政治的力を持つようになる。ロスチャイルドが次の覇権国を中国と決めたから。とにかくすべてはロスチャイルドが決めている。ロスチャイルドはアメリカを潰すことも決定済みで、アメリカとロックフェラーはそれに反発しているけれど、ロスチャイルドのほうが力が上だから無理である。

日本については、自民清和会のバックがロックフェラー・アメリカであるが、民主党小沢はロスチャイルドがバックと噂されている。日本支配はアメリカロックフェラーの力のほうが強かつたけれども、これからはアメリカが没落して、ロスチャイルドと中国支配が強まる。(ウェブ水芭蕉(大阪府) 2009年03月23日)

(2)

中国共産党は1949年10月1日、中華人民共和国の建国を北京で宣言し、政権政党となり、憲法において「中華人民共和国を指導する政党」と明記され、建国以来一党独裁制を維持している。中国共産党は党における最終目標と最高の理想を「共産主義の実現」としている。現在共産主義を実現するための初級段階として社会主義を行っているが、政権政党として党規約に基づいて国防及び科学、工業及び農業技術の現代化を実現し、国を富ませ強くし、民主的かつ文明的な国を建設することで共産主義の実現を目指している。2007年現在、指導思想として、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論、江沢民が提唱した「3つの代表」思想と胡錦濤が提出した「科学的発展観」を掲げている。宗教には否定的で、文化大革命当時、「宗教はアヘンである」というマルクスの言葉に忠実な紅衛兵によつて聖職者は弾圧され、宗教施設は破壊行為により甚大な被害を受けた。文革終了後、民族間関係の緊張を危惧した共産党は宗教政策を修正し、一定程度の宗教活動を保障し、宗教施設も修復されるようになった。党はこれをもつて「信仰の自由が保障されている」と主張しているが、依然、「民族分裂主義者」として厳しく糾弾するドライ・ラマの写真を掲げるることは禁止され、メツカ巡礼も自由に行えないし、キリスト教は党が公認した教会以外は迫害を受けるなど、宗教に対する締め付けは残存しており、あくまでも当局の管理下においてしか宗教活動は行えない。中国共産党による一党独裁体制のため、共産党が打ち出した政策は迅速に発令される。また、中国共産党は「自党に都合が悪い」と判断した出版物や各メディアに対する閲覧や出版や公開停止などの厳格なメディア統制をしている。経済が発展した現在でも、メディア統制は基

本的に堅持され、インターネットの検閲などが行われている。

中国共産党員は中国社会のエリートであり、行政、立法、司法、軍、大衆組織など、社会のあらゆる部門に末端組織である党組を設け、指導している。共産党員に成るためには厳格な審査があり一般の人は簡単にはなれない。一つの途としては、学校で学業優秀だつたり芸に秀てるなどして、選抜されて共産党青年団メンバーになり、その活動結果と党員の推薦により、党員になれる途がある。そのエリートでもイデオロギーと政治活動よりは拝金主義を優先する党員がいて、独裁体制の弊害が出ている。世界最大の党員を抱えるだけに、党員による汚職などの不祥事も枚挙にいとまがない。2007年から2008年にかけても汚職などで計15万1000人の党員が処分されている。党幹部の中には子弟をアメリカ、カナダなどに移住させ、いつでも海外へ逃亡できるよう準備している者も少なくない。また、1,000人以上の幹部が二重国籍を有している。北京市検察機関によると、90年代半ばから、2008年までに、2万人弱の汚職官僚が海外逃亡をし、その際持ち去られた国家資金は8000億元（約12兆円）に達したと述べた。このような事に対し胡錦涛政権は幹部の国外逃亡を事前に阻止するため、幹部のパスポート管理や不正の疑いがある者に対する出国制限を課し、既に外国に逃亡している者を現地の政府・治安機関に身柄拘束を要請するなどの対策を打ち出している。自由経済の利点を中国の経済に取り込むようになってからは私営企業家の入党が認められるようになるなど、雑多な集団へと変質し、党内は必ずしも一枚岩ではない。（百科事典ウイキペディア）

そもそも、中国は、1978年12月、文革期の失脚から返り咲いた鄧小平の指導体制が最終的に確立して、それまでの革命路線から改革開放、現代化路線へと大きく転換した。1981年には文化大革命を完全に否定、毛沢東の誤りを一部認めた。鄧小平死後の1997年9月の第15回大会では、鄧小平理論を指導思想と確立し、社会主義の初級段階における党の路線が確立されると同時に、名実ともに江澤民時代に入った。1992年以降、再び積極的な外国企業誘致等開放政策を行い、国際ルールの遵守等を約束した。2001年WTOに加盟し、さらに門戸を開放し一気に経済政策は加速、2002年胡錦涛政権に引き継がれた。このような現代中国と日本が接触を始めたのは実質的には20世紀に入ってからで、日英、日米関係より短いといつてもよい。1949年中華人民共和国成立から1972年の日共同宣言

に至る20数年は国交は途絶えたままである。このような中で日本人は欧米人より中国人を理解しやすいと思い込み、その先入観が間違いで、水と油の関係にあることが理解できずいる。日本に紹介された漢文から始まり「史記」等の中国文学により悠久の中国として見るようになり、次第に判つたような気持ちになつてしまつてゐる。多くの中国人には漢詩はおろか漢文でさえ遠い存在で、日本人が江戸時代に漢文の素養を身につけたことは、日本人に大きな影響を与えて、且つ又中國感に強く影響してゐる。中国人が中国固有の単語かと思つていた語彙の多くが、近代日本から逆輸入されたことはあまり知られていない。日本が明治維新以後中国に少なからず影響を与えたことは事実である。日本では初等教育で漢文に触れるが、一般の中国人にはほど遠いもので、これらは特權階級の限られた人が知るものとなつてゐるようである。その上日本人には、中国は儒教の国として一つの固定観念ができ上がってしまつてゐる。儒教は孔子（551～476BC）の時代のもので現在の共産党中国政府は統治上利用しているに過ぎない。実態はほど遠く、儒教文化を有する中国は「文明最古の国」と自称しているが、文化大革命で伝統文化は全て否定され、その後の改革開放で拜金主義が蔓延し、市民のマナーは悪くなつたと伝えられている。この中国人の拜金主義は古来からのもので、儒教文化・社会とはほど遠く又「金」となると人が変わつてしまふ。この拜金主義には胡錦濤が人本主義を唱えるにつれ反省らしき動きがでて來つてあるが、恐らくは北京オリンピック等による一時的な動きに止まるのではないか。中国語は北京語が国家の統一語のようになつてゐるが、上海語、福建省語もあり、中国人は一族の中で強固に連帶する傾向があり閉鎖的であるため、多くの言葉を有することになる。まして中国は多民族国家であり、モンゴル族、チベット族、ウイグル族、朝鮮族、チワン族等を有し、民族言語・習俗も異なるため、地方に行くと言葉は通じないという。広大な国土と人口を有する中国に、巨大な市場があると想い込むことに魅惑されてはならない。人口イコール巨大な消費国とは限らない。消費国としても期待されているが、13億の人口の消費ではなく、現状では約2億人位が対象でしかないという説がある。確かに2億の人口による消費でも大きい。この2億の人達は都市部に住み、あるいは許された人達で、他是農村部に住むか辺境の少数民族と言われる人達が中心なのである。現在オリンピック・上海万博等の国家的行事のため抑えられているが、国内の格差はいよいよ大きなものとなつてゐる。これは将来、コントロールがつかなくなる恐れがある。改革開放後もマス

コミ、識者等は中国経済の礼賛をしているが、これは危険な見方のように見える。中国の経済躍進を高く評価し、投資行為を煽るのもいいが、中国政府のプロパガンダに乗せられ、その潜在的な脅威に目をつぶってはならない。中国は決して豊かな資源を有しているとは思われない。中国の市場は限定されたものと思つた方がよい。近年中東・アフリカ諸国への武器供与を利用したなりふり構わぬ資源権益の獲得は時として現地人との紛争の一因となり、他の諸国と軋轢を起こしている。月面開発や東シナ海の行動など、最近の中国の広範な資源獲得の行動は異常である。一党独裁の全体主義国家と自由主義国家との間で物事を判断し並列思考をもつことは困難である。

日本は長い年月を経て「法」という「約束事」を守ってきた。日本人は日本が「法」を守る以上は当然中国も守ると判断してしまう傾向が有る。日本は明治維新以後苦労し絶え間なき努力の上、近代国家建設をして法治国家となつたが、中国はそもそも「法」はあっても無きが如くの国で、国民も「法」を守るということは、生存して行く権利を捨てるがごときものと受け止めているようである。長い歴史の過程において常にその時代の統治者の都合の良い意思決定に慣れ親しんできた「人治國家」であり、統治者の決定を受け止め、国民はそれなりに都合良い解釈をして来た。中国では法律は基本的に統治者の勝手な都合で制定されるとし、一般国民も法を守るという意識は希薄となつてゐる。しかも共産党政の支配する国である。国家と国家との間における条約締結等においても同様で、中国は國際法を守らず、自國に都合が悪くなると居直りともいえるような態度を示す。日本企業が中国で活動しようとしても、国柄の違いから中央、地方政府、民間のどの立場にあっても、中国企業との競争は困難である。法治国家と人治国家との違いは埋めようがない。最近は偽ブランドによる各国の知的財産権の侵害があるが、これはもともと中国のお家芸的なもので、一部の人は別としても多くの人達はなぜ悪いかという認識は持っていない。日本における知的財産権を逆手に取つた商法が増加しても、これを取り締まるべき法がない。中国の模倣は新興国特有のものではなく、日常化したもので今後どこまで改革・改善が進むかは期待できない。中国共産党は社会主義を標榜して、現状は資本主義を取り入れたかのようにして経済活動を活発化させ、そのためには政治的に従えば利権に伴う榨取、法違反は許容範囲のものであれば見逃すという、社会風潮を生んでいる。国家統制経済の枠組みを手放せない、見せかけの市場経済を導入しているとの指摘もある。要は

その都度政府が、都合が悪くなると規制を強化する姿勢を見せるが、保証の限りではない。現在「食の安全」「生活用品特に衣料の安全」「自動車の部品を含む模倣」と次々に問題が出てきている。米国は世界貿易機関「WTO」に提訴する構えを見せており、恐らく中国の体質は改善されないであろう。大きな国家行事等が目前に有り、対面を作る必要から何らかの姿勢は見せるものの、この時期が過ぎたとき日本を始め世界は中国の模倣製品と粗悪品の攻撃を受けることになる。また気になることは、中国人の犯罪の増加である。2005年（平成17）来日外国人の被疑事件の国別構成を見ると、中国が40.2%、4年前から常に40%台を占めている。自己中心的な性格、他国の政治や社会システムを認めず、自分達の捷を作り上げて行動しているのである。平成18年度警察白書でも中国人犯罪は増加し凶悪化している。「法」を守るという習慣がない中国人には日本は無防備である。この様に国家の体制と国民意識が異なることを日本人は理解すべきである。国際法に係わる問題として、1972年日中共同声明を締結、1973年日中平和条約が締結されたが、その中に5原則及び紛争解決の条項がある。この日中共同声明第6項「平和5原則・国連憲章の原則」では、「主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並び平和共存の諸原則の基礎の上、両国の恒久的平和関係を確立する事に合意する。武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する」。その他第7項では「反覇権」について定めている。これに対して日中平和条約では、同じような内容とし第1条「平和5原則及び平和解決」として「主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上、両国間の相互的な平和友好関係を発展させる」としている。この様に「法」を守るという国家間及び民間の根幹となるような条約そのものも、その定められた内容は中国の都合の良い解釈ですませようとされている。日本はこれらに何も言えない状況が起きている。

1933年「暗黒大陸中国の眞実」ラルフ・タウンゼント著なる書籍の序文に興味あることが書かれている。中国の眞実がなかなか伝わらない理由は、中国の国情を把握している人「宣教師」「民間実業家」「政府役人」は、在任中は外交辞令的なことしかいえない。嚴重に口止めされているからである。したがつて、現場において状況を最も適格に把握しているはずの人間が、事实上「さるぐつわ」をはめられ眞実を述べられないのである。こういう箇口令とも言うべきも

のが敷かれた結果、アメリカ国内では、中国とはかけ離れた思い違いやら誤解が生じてきたのである等とあるが、64年前の著書とはいえども見ても現在の中国と基本的には変わっていないのではないか。このタウンゼントの著書を裏付けるように、最近の産経コラムに、「中国当局が『タブー』とする情報はファイルターにかけられている」とある。2007年北京の中国外国人記者クラブのアンケートでは、記者だけでなく、被取材者への脅迫、拘束、暴行など157件が報告されている。また、オリンピックを控え2007年1月1日から2008年10月まで外国人記者取材緩和規定を設けたが、取材報道の自由に対する厳しさは制限されていない。従つて、中国と中国人は何も変わらないということである。

日本は巨額の投資を行つてゐるが、政治指導者が変わるために中国経済圏も変わる。中国特有の経済システムを理解することは容易でない。今後も日本企業は失敗を重ね続ける可能性が大きい。オリンピック・上海万博等後を心配する説が有力だが最も被害を受けるのは日本である。中国はこの後新たな目標をどこに置くのであろうか。日本企業は中国の経済発展に、遅れてならじと投資もし、その発展に期待を持っているが、国家的な軍事情報技術までが経済活動の影で流失していることは、企業のモラルを問いたくなる。利益追求本意の経済活動の影に、大切な忘れものがあるのではないか。日本にとって中国は米国と双璧の貿易相手国である。その中国は2020年にGDPを2000年の4倍にする目標を示した。他方、財政赤字の拡大、国営企業の経営悪化、国有銀行の不良債権、需要に対する供給過剰、地域格差・貧富格差の拡大、社会不安の増大、環境汚染等の問題を抱えている。中国にWHO加盟約束の迅速かつ着実な実行、市場開放、法・規制の透明性の確保、中央・地方政府による統一行政、知的所有権の実効的な保護等の遵守を求める点である。これらの諸問題に対して中国が誠実に実行する事は期待できないとして、日本企業の間ではチャイナリスクを避けるべくベトナム、タイ、インドネシア、インド、ロシア他新興国等に生産拠点を分散させる動きが出ている。又日本国内の生産に回帰する動きも見え始めている。それは起ころべくして起きている。中国一国に生産拠点を集中している中小企業にとってチャイナリスクは死活問題で、某調査機関によると80%に及ぶ日本企業がチャイナリスクを身近に感じ始めているというが、まだまだ危機意識が欠けている様に見えてならない。中国からいきなり全ての生産拠点を移すことのリスクもあり、当面はチャイナプラスワンを選択する流れになるであろう。（ウェブ（財）日本国防協会理事

高橋巖（調査研究委員）トピック07年12月21日

因みに、2010年10月1日時点での統計で、永住者と3カ月以上の長期滞在者の数は、上海が前年度より4%多い5万430人。上海領事館によると、日系企業の相次ぐ進出（現在約7,600社進出）で10年前の6倍に急増。「出張者や旅行者を含めると常に10万人の日本人が滞在する世界でも屈指の日本人社会になった」という。中国で2番目に多い北京は、前年より約3%少ない1万100人。3位広州が約6500人。香港は約2万1200人で、4年前より22%も減った。（朝日新聞朝刊2011年2月18日6面）

(3) 中国の軍事予算はすでに日本の3倍に達している。1949年に共産党政権が成立して以来、彼らは一貫して軍事大国を目指してきた。毛沢東も周恩来も軍事力こそ、国家の基盤であると認識していた。そして、1982年、中国海軍提督だった劉華清は、当時の最高権力者・鄧小平の意向を受け、中国の「長期国家戦略」を立案する。それは、2010年までに第一列島線（九州から沖縄、台湾、フィリピン、ボルネオ島へと連なるライン）、20年までに第二列島線（伊豆諸島から小笠原、グアム、パラオ諸島、ニューギニア島北西に至るライン）の海域と島々を奪い取り、中国の支配を確立するというものである。唯一の軍事超大国・米国と正面からぶつかる力はまだないので、米軍の弱点を突く作戦、アクセス阻止能力を駆使した作戦が必要だ。そこで、2040年までに西太平洋及びインド洋から米国海軍を排除するという目的が明示されている。つまり、中国は大中華帝国を目指しているといえる。中国を中心（中華）とし、周辺を夷とする古代以来の「華夷秩序」の增幅がイコール中国の版図拡大になり、その手段として軍事拡大を続けることになったといえる。この中国の姿は、ヒットラーのドイツと重なる。ヒットラーは「ドイツ語圏の国をドイツに編入する」と公約し、38年3月にオーストリアを侵略し、その後次々と周辺国の領土を奪い、終に第二次世界大戦が勃発した。このとき彼が唱えたのは、「ドイツ国民の『生存圏を守る』ことであった。中国も、「清朝時代の版図回復」を超えて、「13億人を食べさせるため」として覇権拡大を正当化し、アフリカをも勢力下に收めようとしている。（櫻井よしこ・週刊ポスト2010年11月12日号43頁）

(4) 石平・安全保障第110号（盛夏号）2010年8月16日。

3 中国共産党は2010年12月3日、インフレや物価上昇を抑えるため、金融政策を引き締める方向へ転換し、「稳健（中立）」に戻すことを決めた。2008年秋の金融危機以降、景気を回復させようと低い金利で大量に資金を市場に供給してきた「適度な緩和」策を終えた。ただ、危機後の4兆元（約50兆円）の景気対策に代表される公共事業を中心とした「積極財政」は続けるとした。⁽¹⁾

ところで、2010年9月7日沖縄県・尖閣諸島（中国名・釣魚島）付近で起きた中国漁船衝突事件をめぐり、東京の中国大使館前で同日、尖閣諸島の領有権を主張する中国への抗議デモが行われ、中国のデモ隊はこれに対抗、「日本は釣魚島から出て行け」などと叫んだ。10月16日中国四川省成都など3都市で計1万人を超えるとみられる大規模な反日デモが行われ、これを皮切りに各地でデモが相次いだ。参加者が叫んでいたのは、実は「反日」だけではない。「貧富格差なくせ」「報道の自由を」「一党独裁を廃止せよ」「不動産の高騰に抗議する」等政府批判のスローガンも見受けられるようになつた。庶民の間で不満が蓄積していたところに、今回の事件が起き、デモの口実を与えてしまつた。このような不満の背景は住宅価格や物価の上昇によるインフレ⁽²⁾、とくにニンニク、トウガラシ等食料品値上がりによる「支出増」と、それに比例して給料が上がらないための「収入減」であり、それに伴つて拡大した「格差」にあると専門家は指摘する。失業率は経済成長にもかかわらずほぼ横ばいで推移。この10年ほどで年間の大学卒業者は4倍に増え、希望の事務職に就くのが一層厳しくなつた。都市部の収入格差は中国政府の公式発表の9.2倍ではなく、28.9倍だとする中国の著名エコノミストの論文もある。それによると、この違いは、許認可権を握る公務員や国有企业の幹部などが得る「灰色収入」のせいだという。灰色収入は、08年、総額5兆3千億元（約66兆円）にのぼるという。

ところで、このインフレを「人災」、つまり「中国の通貨・人民元の相場を適正水準よりも安く抑えていることが、中國国内にインフレ圧力を加えた」とする見方もある。中国の経済成長とともに元高になつていなければ、中国は輸出競争力を維持するため、人民元相場を低く抑えようと、人民銀行が巨額の「元売り・ドル買い」の市場介入をして⁽³⁾、人民元を高くしないように頑張ったからである。⁽⁴⁾このため、市中に流通する資金は常に過剰気味で、物価の押し上げ圧力になつていて、このような中国に対して、自国の通貨を安くして輸出競争力を確保し、貿易黒字を稼いでいるとして、中国の為替政策に対する批判が強まりそうだ。最近では米国や日本のみならず新興国のブラジルからも中国元の切り上げ要求が出ているが、中国は聞く耳を持たぬ様子である。この点で、胡錦濤・中国国家主席は2011年1月18日からの訪米直前の米紙との書面インタビューで、オバマ政権が対ドル相場での人民元の切り上げ加速を「中国でのインフレ対策にもなる」(米政府高官)として求める姿勢を強めていることに対し、「インフレは為替相場政策を決める主要な要因にはほとんどなりえない」として一蹴した。あまり急激な元高は、輸出の足を引つ張り国内景気が悪化するだけでなく、米国債をはじめ外国資産の8割を持つ政府が大きな損失を被ることになり、政府の一機関である人民銀行にとつては政治的にマイナス、避けたいところなのである。しかし、人民元が割安ならば、ドル安傾向が続ければ、インフレから抜け出せない。中国経済一派「逆風」である。

一方で、貿易黒字や不動産などの投資は高水準にあり、2010年12月1日発表された製造業の景況感を示す「製造業購買担当者景気指数」は4カ月続けて改善するなど企業の生産活動は活発。上述のように、中国共産党・政府は、金融政策の引き締めへの転換とともに、景気を下支えするための積極財政の継続も確認した。ただ米国など先進国の金融緩和でだぶつく資金が、石油や鉄など資源・原材料価格を押し上げる傾向が強まっている。さらに「熱錢(ホットマネー)」として中国にも流入、物価や不動産価格の上昇をまねいている。そして、国内総生産(GDP)成長率

の目標は10年同様に8%前後。05年以降ずっと8%で、必要な雇用を確保できる成長率と説明しているが、中国国家統計局は2011年1月20日、2010年の国内総生産（GDP）の成長率が、物価上昇分を除いた実質で前年と比べて10%増えたと発表した。前年の9.2%を上回り3年ぶりに2けた成長を回復し、10年の名目GDPは39兆7983億元（約5兆8812億ドル）であった。これに対し、日本は、内閣府が2011年2月14日発表した2010年10月～12月期のGDPの1次速報値は、実質で前期比0.3%減、年率換算で1.1%減で、日本の10年名目GDPは中国を下回り5兆4742億ドル（479兆2231億円）にとどまつた。1968年に西ドイツを抜いて世界2位の経済大国となつた日本を追い抜き、中国が米国に次いで世界第2位になつた。⁽³⁾日本円は過大評価、そして中国元は過小評価の疑いがあるから、実際には2位と3位の差は、今以上の開きがあるだろう。しかし、2011年1月18日訪米した胡錦濤・中国国家主席は、オバマ米大統領との会談で、いまだ途上国であることを盾に、為替問題や人権問題に一切の妥協を見せなかつた。このような米中首脳会談で見せた姿や、南シナ海の領有権問題での姿、2010年の地球温暖化防止の交渉会議（COP16）で途上国を従え期待された合意をつぶした中国の姿は、国際協調より自国の利益、権益を最優先して先進国に追いつこうとした、やはり途上国であつた第2次大戦前の日本の姿に重なるとみる論者もいることを、肝に銘じねばならないだろう。

ただ、人口で割つた1人当たりのGDPは、中国は日本の約10分の1で、順位は世界100位以下。中国はこの20年、10%前後の成長を遂げながら、家計が手にする富の比率は下がり続けていた。権限や情報を持つ政府や国有を中心とした企業に富は偏在している。ほん10年ぶりに農民の収入の伸びが都市住民を上回つたものの、金額で言えば3分の1足らずに過ぎない。世界に先駆け金融危機を脱した中国の成長エンジンは2010年も、公共事業などの投資と輸出だつた。中国は、乱開發や安いコストで競争力を高めた輸出攻勢は、公害や資源の浪費、各国との貿易摩擦問

題などから、持続的ではないと認識している。消費主導の成長への転換を掲げるが、高成長の中で貧富の格差が固定しつつあり、消費のすそ野が広がらない状況だ。格差の固定は社会不安の源泉であるばかりか、消費の拡大にも足かせになる。中国政府は2011年からの第12次5カ年計画で、経済成長と家計部門の增收のペースを同じにするよう、各地方政府に最低賃金の引き上げなどを促している。そして、中国政府は、農民や労働者のために農作物の価格や最低賃金引き上げなどによる人件費上昇を、一定程度までは後押しする姿勢だ。このため、中国政府は11年も「10年以上にインフレは進む」（政府系シンクタンク・國務院発展研究センターの余斌（ひん）マクロ・経済研究部長）とみている。国営中央テレビ（CCTV）が10年12月14日伝えたところによると、中国政府は、11年のCPIの上昇率の目標を4%前後と、⁽⁸⁾ 10年より1ポイント高い水準に設定した（09年と同じ）。⁽⁹⁾

（1） 朝日新聞朝刊2010年12月4日1、13面。

（2） 中国國家統計局は2010年12月11日、11月の消費者物価指数（CPI）が、前年同月より5%上昇したと発表した。08年7月（6.3%）以来、2年4ヶ月ぶりの高水準だった。前月の4.4%より高く、物価上昇率は10年7月以降5カ月続けて、中国政府が10年通年の目標とする3%を上回り、その上昇幅も拡大している。世界的な金融緩和を背景にだぶつく資金が成長力のある中国に流入し、農作物を中心とした物価や不動産価格を押し上げている。とりわけ10年11月は、食品の上昇率11.7%と高かつた。また、食品以外にも物価上昇の芽が出ていて、「コットンバブル」が起きており、世界的な綿花の产地、新疆ウイグル自治区でとれる標準綿は、11月に入つて1トン当たり2万9600元（約36万円）をつけ、8月と比べて7割近く値上がりした。昨年の2倍以上で、歴史的最高値という。国際エネルギー価格の上昇もあって、11月の水や電気などの居住費は5.8%上がり、その幅が拡大してきた。衣類など他の分野は値下がりが横ばいのなかで、生活の最も基本となる食と住の値上がりが目立つ。そして工業品の卸売物価を示す工業品出荷価格指数（PPI）も6.1%上昇。資源や原料などPPIの上昇は、消費者物価をさらに押し上げる原因になりかねない。中国は、CPIの構成上、食品

の値上がりが大きくなってしまったこともあって、中国政府は11月に入つて食品の備蓄の放出や流通業者の買いだめや売り惜しみを取り締まるなど対応を本格化させた。

ところで、CPIの上昇率が市場関係者の予想を上回つて5%を超えたことで、中国政府はインフレ警戒を強めている。中国人民銀行（中央銀行）は2010年12月、金融機関から強制的に資金を預かる比率を示す「預金準備率」を1カ月余りの間に3回引き上げたが、2011年1月14日、2月18日にもそれぞれ0.5%幅ずつ引き上げると発表した。市場に出回る資金量を減らし、物価や不動産価格の上昇を防ぐ狙いがある。人民銀は2011年1月13日に、北京など一部の都市の中国企業に対して、人民元を使つた海外投資を試験的に認めたばかり。市場に過剰な資金があふれているとして、人民元を海外に押し出そうとしている。

一方、利上げは、海外からの資金をさらにひきつけることになりかねないため、2010年10月20日に実施して以降見送つてきたが、中国共産党・政府は、2010年12月10日～12日までの3日間、2011年の経済運営について話し合う「中央經濟工作会议」を開き、「物価水準の安定をさらに際立つた位置に据える」方針を決めた。こうして、中国人民銀行は2010年12月に統いて、2011年2月8日、金融機関の預金と貸し出しの基準金利（期間1年）を0.25%引き上げると発表し、8日から実施された。今回の利上げで、基準金利は預金が3%、貸し出しが6.06パーセントになった。

中国人民銀行は2011年1月11日、2010年末時点の外貨準備高は2兆8473億ドル（約236兆円）で、前年末より18.7%増えたと発表した。過去最高を更新し、引き続き世界一だった。2010年末の日本の外貨準備高は1兆961億ドル。約5年前に中国が日本に追いつき、2・6倍の規模に膨らんだ。

しかし、ここでも注目すべきことは、中国が、外貨準備金を使って新興国（例えばベネズエラやブラジル）に対する金融、その他ガーナ、モザンビーク、ペラルーシに対するインフラプロジェクト供与などによる影響力を行使して、エネルギーや鉱物資源の見返り確保をしている事実である。過去2年間、外貨準備金を運用する中国の国家開発銀行や輸出入銀行からの新興国に対する融資残高は、世界銀行の一機関である国際復興開発銀行からの融資残高を上回るほどになつた。外貨準備金の運用は国によって自由とはいえ、いかにも自己中心的に見える。（朝日新聞朝刊2011年2月8日10面、経

- (5) 人民元の適正な水準は08年の時点で、00年と比べて65%高い。1ドル＝4.1元程度になる計算で、現実と比べれば1ドル当たり2.7元ほど安いことになる。このレートが実現していれば、08年末段階で世界最大の保有国である中国の米国債の価値は2873億ドル（約25兆円）も目減りしたことになる。中国の米国債保有額は10年8月末時点では、08年末よりも2割近く増えている。そのうえ円をはじめ世界的にドル安が進んだのだから、人民元が適正水準になれば「含み損」はふくらむはずだ。
- (6) ドル安は、人民元次第で中国の外貨資産にも大きな被害を及ぼすわけだ。そこで、胡主席は米国の金融政策について、「世界の流動性や資本の流れに大きな影響を与える。米ドルの流動性は、合理的かつ安定的な水準に保たれるべきだ」と述べ、米連邦準備制度理事会（F.R.B.）が2010年に実施した大規模な追加緩和に不満を示した。そして、ドルを基軸通貨とする現在の国債通貨体制を「過去の産物」とし、新たな通貨体制を構築する必要性を示唆した。
- (7) ところで、中国のGDPが日本を抜いて世界第2位が確定になった背景には、地方政府と国有企業が熱心に投資して引き起こした「不動産バブル」があつたようだ。上海の不動産価格は2010年、1999年と比べて42倍にも高騰した。中国政府が2008年のリーマン・ショック後に打ち出した大型景気対策によつて、銀行が不動産向けの貸し出しを大幅に増やしたことが拍車をかけたのだ。こうした固定資産への投資を主な原動力として、中国は毎年10%前後の経済成長を続けている。ついに2010年はGDPで日本を抜くことが確定となつた。「地方官僚の人事評価では担当地域のGDPの伸びが重視される傾向にある。それには税収も企業収益も伸び、しかも地元に喜ばれる不動産投資が手っ取り早い」（中国経済の研究者）。さらに「大きな人事異動を伴う体制移動期にはGDPが格段に伸びる」（別の専門家）。2012年、習近平国家副主席による次期体制が発足することが確実視されており、新指導部に向けて地方官僚が成果を見せよう、不動産投資を進めてGDPを押し上げる構図が再現される。2011年のGDP伸び率の目標では、中央政府が8%前後とする見通しなのに対し、地方政府はそれ以上の水準に設定し始めた。地方官僚どうしの出世競争、ひいては不動産投資競争はさらに激しくなりそうだ。不動産投資には、中央政府の傘下企業である国有企業も熱心なようで、09年頃

から土地の入札で目立ち始め、「天価（天にも届くような価格）」で多くの物件を手に入れているという。「国有企业は、いざとなれば銀行や国にツケを回せばいいと、失敗をあまり考えない」（邦銀幹部）。採算が疑問視される乱開発も少くないようだ。中国政府によれば、2010年6月末時点で「公社」の債務残高は7兆7千億元（約96兆円）にも達し、そのうち2割の1兆5500億元（約19兆円）に債務不履行の危険がある。債務の多くが2012年中に返済期限を迎えるともいわれる。さすがに中央政府は2011年に入って、地方政府や銀行に「公社」の財務内容を再確認するよう指示したという。中国人民銀行の2010年10月～12月期の預金者調査では、住宅価格が「高すぎる」という回答が過去最悪の75.5%にのぼった。「官製バブル」に暗雲が漂い始めた。中国は経済成長を急ぐあまり、自分で自分の首を絞めたのかもしれない。（江畠俊彦・週刊朝日2011年2月11日号138～139頁）

（8） 中国国家統計局は2011年2月15日、1月の消費者物価指数（CPI）が前年同月より4%上昇したと発表した。2011年の政府目標の4%前後を早々上回った。「北干南凍」と呼ばれる北部の干ばつや南部の寒害で農作物被害を受け、食品が10.3%上昇したのが響いた。

（9） 週刊朝日2010年11月5日号136頁、週刊ポスト2010年11月12日号39頁、朝日新聞朝刊2010年10月31日5面、11月11日3面、12月4日1面、12月5面、13日7面、15日12面、26日1、7面、2011年1月12日8面、15日11面、同夕刊2011年1月17日1面、同朝刊2011年1月20日2面、同夕刊2011年1月20日1面、同朝刊2011年1月25日12面（『經濟気象台』）、2月14日12面、19日13面、同夕刊2011年3月5日1面、同朝刊2011年3月6日5面。

八 おわりに

I 國際的な金融システムを作りあげたのはユダヤ人であり、このたびのリーマン・ショックの立役者・張本人もユダヤ人であったのだ。

たしかに、ユダヤ教では、リーマン・ショックを招いた原因の一つであるウォール・ストリート型の強欲資本主義を厳しく排除してはいる。強欲資本主義とは、儲かるならばいくらでも高額の儲けをせしめても構わない、というものだ。人々の無知に乗じて大儲けをすることを強欲という。しかし、合法的に金儲けをすることは別に違法でもなんでもない。ユダヤの最高の規律ヘブライ聖書モーゼ五書にも金儲けについて書いてある。恐らくあらゆる宗教の中でも金儲けのことについて4000年前に書かれたものを教典としているのはユダヤ教ではないか。もの凄く金儲けについての記述は多い。お金の貸し方、担保の取り方、担保の返し方、金利の計算の仕方、土地売買の時の土地の評価の方法、Discount Cash Flowについて最も古い文献はヘブライ聖書である。世界最古の禁書もユダヤのヘブライ聖書である。富の一極集中についてはもの凄く厳しい排除規定が入っている。それから、元々ユダヤ人同士は金利を取らない。また、ユダヤ人の側に住んでいる異教徒に対しても金利は取らない。⁽²⁾しかし、異国に住んでいる異邦人に対しては金利はしこたま取らなければいけない、と書いてある。だから、リーマン・ブライザーズとかが流行る、栄える。アメリカ系のインベストメント・バンクは、違法でなければ何でもありというビジネスモデルだ。そうでなければ社員一人平均のボーナスが6000万円（2006年）なんてなり得ない。また、ゴードマンが中国で一生懸命商売しているのは当たり前のことなのである。当然の最もユダヤ的な行為なのである。異国であるからだ。

ところで、ヴエルナー・ゾンバルト著『恋愛と贅沢と資本主義』(Werner Sombart : Liebe, Luxus und Kapitalismus 1912) が提示している世界（ユダヤにとっての異国のキリスト教世界、舞台は西ヨーロッパ中世、フランス革命前夜までである）は、（恋愛というより）性愛と贅沢、性愛と資本主義、贅沢と資本主義の世界である。⁽³⁾ フランソワ1世 (François Ier de France (1494—1547年) ヴァロワ朝第9代フランス王 (1515—1547年)) の宫廷が近代的宫廷のはっきりした起源になっていた。その宫廷の趣味が「プチ」になつていく。小型化する。この」とと、ヨーロッパ

における都市の発達変遷とが結びついたとき、「恋愛と贅沢」こそが「資本主義の歯車」となつたとゾンバルトは考えた⁽³⁾。ユダヤ人が、このような異国の民は、神から見放された輩であり、何れは滅亡する運命にあるとみなしても無理はないと思われる。

- (1) ユダヤの教えは、不相応な大金を手にする、また、贅沢で豪華な食事を口にすると悪魔の仲間に引き入れられてしまうということだ。このことをユダヤの母親は、ユダヤの小話で子供に物語つて聞かせるのである。ユダヤ人相互では、シャバットの夕食に招いてもなすのが友情のしるしだが、決して三ツ星レストランとか、一流ホテルとか一流シェフの居るレストランなどには行かない。もとよりユダヤ教ではそのような贅沢でただ味を追求するだけの食道楽は、宗教的に厳しくいましめられている。貧しい食事であつても十分もてなしの心は表現できる道を探るべきであるというのが、ユダヤの教えであり、それは洗濯したてのテーブルクロスとローソク、そして一本の赤ワインである。また、過大な報酬や過大な支払いも受け取るべきではない」とする。そもそも仕事の「正当な道徳的な（decent）対価」というのは、一家をそこそこ支えるほどのものであるべきで、それ以上のものは差し出されても受け取るべきではなく、請求するなどともないことであり、もし方が受け取ったならば、それはツエダカ（貧しい人々への寄附）にすべきものなのである。そして、一切のツエダカを行つたことがなかつたし、今後もツエダカを今までのようにならないことが続くならば、いざれその者は悪魔の世界に引き込まれるだろう。そもそも大金を持つていても健康で幸せな人生と長寿は保障されないだけでなく、大金は逆に不健康で短い人生を招くことになる。さらに、子供が一生食うに困らない金を残すために大金を手にするというのは反ユダヤ的である。何故なら、ヘブライ聖書では学問（ヘブライ聖書の研究）をする子供に家を継がせるとという風習がある。子供には、金ではなく勉強を残す、というのがユダヤの教えである。
1. 強欲な金儲けはしてはいけない。

(2)

2. 貧しい人々への寄付はこれを必ず行わなくてはいけない。（石角完爾オフィシャルブログ2010年1年14日）

そのようなユダヤの教えは子供の時から教えられている。例えばユダヤ人がお金を貸し、家屋敷に入つて家財道具を担保に取る時の取り方については、ヘブライ聖書でもの凄く厳しい規定が書いてある。朝担保に取つたものは夕刻日没までには返さなければならない。夜、その人達が寝具に使うかも知れないし、ご飯を食べるかも知れないから。担保に取る時に敷地に無断で立ち入つてはいけないと書いてある。結局、そういう関係の深さに、ある意味経済的慣行というか繋がり、その存在感がすごく、最近圧倒的に見える。E-mailによつて益々そうだ。今はE-mailのBCCでもCCリストでも何でも、シナゴーグ（ユダヤ教の礼拝や集会の場所）のメンバーリストや、ユダヤ人の高級社交クラブやゴルフクラブのメンバーリストが中心になつてゐる。その中でE-mailが飛び交つてゐるから、異教徒はその中には入れない。華僑の血縁社会に近い。だから2009年3月13日「米巨額金融詐欺事件」で詐欺など11件の罪で起訴されたユダヤ人詐欺師米ナスダック・ストック・マーケット元会長メイドフ（Bernard Madoff）が5兆円の詐欺をしたのも、全部被害者はほとんど皆ユダヤ人。だからユダヤの財團だとかユダヤの学校だとかは皆被害者。彼自身もユダヤ人だし。今回サブプライムでやられたところというのは結構多い。それに関する反省みたいなものは聞かない。ユダヤ人だから犯罪者はいないことはない。しかしうダヤ人は打たれ強いからもう立ち直つてゐる。その手口から全員ユダヤ人だけじゃない。今のオバマ政権でユダヤ人は、サマーズ。割と少ない。特別補佐官のエマニエルはオーソドックスのパリバリーのユダヤ人。ユダヤの戒律も、25時間断食したりしてゐる訳だ。守らなければいけないのは、食事戒律と金曜日の夕刻から土曜日の夕刻まで仕事をしない。この2つ。十戒の中で守らなくてはいけなくて、違反したら死罪に処す、と書かれているものの中で、4番目に書かれているのが安息日のことで、それは死罪と書いてある。それ以外は、村八分にしろとかいう処罰。

しかし、たまにはユダヤを知らないで色々批判するものは沢山いるから、1年に1日の贖罪日があつて、その時に犯した罪について許しを請う。それは許される。そこから来ている。アメリカに入国するとき虚偽申請をすると超過額の罰則よりも厳しい。いわゆる虚偽の罪、Perjuryの罪というのはもの凄く厳しい。それはそういうところから来ている。

(3)

神に対して嘘をつくというのは、犯した罪よりも厳しい。罪の弁解に於いて虚偽があるというのはもの凄く問題がある。日本では偽証の罪はそれほど大きな罪ではないけれども、少なくともアメリカとかヨーロッパとか、そういう宗教、キリスト教の国、ユダヤ教の国では最も重い罪の一つだから。(石角完爾オフィシャルブログ2009年6月29日)

イギリスのスチュアート朝下では、千人を超える新貴族が創出された。それ以上に、本来の貴族ではないが貴族社会の一員である紳士社会(ジエントリー)、「サード」が付く階層が増殖した。お金で手に入れることができるのは身分であった。そういう貴族社会は、憑りつかれたように贅沢を拡大再生産し、ごく一部の人間のみが享受する贅沢は産業社会を牽引した。贅沢はおのれの身上をつぶしても構わないほどの魅力を持っていたものであり、「成り上がり者」に負けまいと努めたため、パンも燃料も買えない没落貴族が続出した。この贅沢たるや物凄いもので、400人の召使を抱えた屋敷もあつたし、妾への愛がルイ14世をヴエルサイユ宮殿の建造に駆り立てた。お金の心配をするのは軽蔑すべきことであり、贅沢は個人の家や持ち物へとミニマムな単位と化した。まるで死ぬことがわかつているのに砂浜へと突き進む鯨の群れのようだ。そして、贅沢があつたからこそ、贅沢品を製造する産業、贅沢を提供するサービス、贅沢品に必要な物資を遠距離から運ぶ貿易が発達した。農業の発展も、量ベースの話ではなく、違いや繊細さが駆動することとなつた。お金を使わないと経済が回らず、皆にお金が渡らないのだという「資本主義」なる奇妙なシステムの始まりであり、これは今でも変わらない。「新自由主義」も、「資本」という装置がお金を吸い上げ、トリクルダウンどころかその逆流を作つてしているのであるから。この、あまりにも非対称な政治経済は、当然ながら、植民地構造を生み出した。「奴隸がいる国すべての奴隸総数は、1830年代には682万2759人という数字になつた。パリやロンドンのかわいい娘たちが、きまぐれを満足させるためにこのように巨大な黒人の軍団をかかえていたというのは、魅力がないとはいえない考え方である」。贅沢の背景には性愛があった。流行や生活様式を牽引するのは娼婦であり、上流社会の女性は娼婦を模倣した。愛があるところには富もあった。「フランスでは、愛の生活がしまいには変態性にまで繊細化し、生活はすべて愛のためにだけというありさまが18世紀の本質となつた」。「18世紀の終りに、宮廷に仕える20人の男のうち、少なくとも15人は夫人とではなく、妾と一緒に暮らしている」ということが伝えられているが、この割合はおそらく眞実にきわめて近いもの

であろう。しかし、たんに富仕えする騎士が妾をかかえていたばかりでなく、やがて新興成金たちの間にあつても、ある程度貞淑な女にちよつかいをかけることは、よい趣味であるとされるようになつた。女をかかえるために必要とされる経費は、相当の財産家の予算内でも最大の額を占めた」と、この問題に関する最良の識者はくわしい調査にもとづいた報告を残している。(ウエブ・Sightsong 2009.8.24)

(4) 1771年の序文にヴォルテールの「豊饒は最高の必要である」というモットーを掲げた『奢侈に関する理論』あるいは奢侈は国家の福祉にとってたんに有益であるばかりでなく不可欠の必要事であることを証明せんとする試みについて」という、まことに長つたらしい論文が発表された。これで「奢侈は悪徳である」という理性が崩壊したわけではないが、このころから奢侈がヨーロッパ社会の中央から周辺に向かつて流出し始めたことは確からしい。ついで都市が変質していく。人口集中がおこり、イギリスでいえばエスクワイヤとジェントルマンが「人為的に」形成され、ロンドンの一角に「シティ」(金融商業区域)が出現した。そしてその次に起つたのが、恋愛の変質である。恋愛は中世のようにミンネジングやヴエルクールが歌つてくれるものではなくて、自分で勝手に勝ち取るものとなり、そのための表現力を言葉だけではなく物品で示すことになつていつた。そのような恋愛の解放を促進したのがモンテスキュー・ヤルソンをはじめとする啓蒙主義者だった。いいかえれば、啓蒙主義はそこから始つた。しかも、そのような恋愛作法を真っ先にシヨーアップしてみせたのは(つまりだれにもわかるようにしたのは)、クルティザン(高等娼婦)やコルテジアナ(娼を売る女性)たちで、その作法がかつてはアザイニヨンなどの宫廷で洗練されていった作法の流出であることが、都市の男女を酔わせたのであつた。すなわち宫廷は都市の中心で風俗化されていつたわけだ。(こうしてゾンバルトによれば、男たちはこの恋愛作法に資金を注ぎ、女たちはそのような男たちの資金を“評価”して、好んで愛妾となること磨きをかけたため、ここに「愛妾經濟」ともいうべき新たな動向が誕生していつた。本書には、ラ・ブリュイエールが「パリとは宫廷の模倣のことである」と言い、アルビエンホルツが「ロンドンの20000ポンド以上の収入のある男性は、生活のためにたつた200ポンドしか使わずに、残りの大半を享樂のために費やした」と書いたことが引用されている。たしかに、ディドロでさえ「かつては富裕な俗物たちは忍んで享樂に耽つたものだが、最近は富を何に向けているかを

ひけらかすようになった」と書いている。

奢侈・贅沢とは必需品を上回るものにかける出費のことである。しかし、それがゾンバルトがいうところの「愛妾経済」によつてのみ促進したなどといえるのだろうか。そのような疑問や反論ができると予想して、ゾンバルトは本書でたくさん消費傾向の数字の例をあげているのだが、それを集約すると、次のような傾向が起つたという結論になる。すなわち、第1には「奢侈の屋内化」が起つた。中世の奢侈や豪奢は公共的であつたのに、近代の奢侈は個人的であり、かつ屋内のものである。まさに口ココ趣味はここに発したものだつた。第2には「奢侈の即物化」が起つた。人々は非生産的な奢侈よりも生産的な奢侈に移行したがつたのだ。手のかかる奢侈ではなく、すぐ手に入る奢侈。そのためには、その奢侈をどんどんつくりだす職人が、やがては商工業が必要になる。つまりはこの即物的奢侈のニーズこそが資本主義的生産力の一翼を担つたのである。第3には「奢侈の感性化」が起つた。ゾンバルトはそれを「織細化」ともよんでいる。これを推進したのが女性であることにまちがいはなく、彼女らは奢侈のための製品や商品がより恋愛にふさわしい品質であつてほしかつたのである。今日のエルメスやグッチやヴィトンの隆盛を見れば、このゾンバルトの指摘に説明を加えることは何もない。

こうしてゾンバルトは贅沢と恋愛と資本主義の関係がそうとうに近距離になつていたことを証していくのだが、なかで「甘味品」と「女性優位」と「資本主義」の比例関係をのべていくくだりが傑作である。

(ウエア松岡正剛・千夜千冊第五百三夜【0503】2002年03月25日)

2 他方、マックス・ウェーバー (Max Weber (1864—1920) 著『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』によると、資本主義の精神の骨子は、ベンジャミン・フランクリンのそれに見ることができるように、神からの使命である天職を全うする事が各人の義務であるとされ、資本主義では、それら義務行使の質、つまり自らの職業立場の資質は貨幣で測ることができるとのされる。近代資本主義は自己利益追求を経済至上主義という象（かたど）りで擁護

した。これは押金主義という社会的風潮への事実上の妥協ではなく、エーツス（ウェーバーは天職の全う義務を一つのエーツスと呼んだ）が近代資本主義の核となり、これらの現象を無意識的かつ倫理的に承認させたものである。それに加え、資本主義の精神とは、自己のために非合理的であるべきで、天職の全うである営利追求に対しても合理的であるべきである。一見矛盾に感じる見解であるが、巨富の富を擁しながら、自分のために一物も持たない、ただ良き天職の遂行と書される様に、営利追求は物理的欲求を満たすためではなく、あくまで仕事の才覚を図る基準のみとすればそれも成り立つ圖式である。このように、近代資本主義において、天職觀念を土台とした合理的な生活は禁欲の精神によって導かれていた。しかし、今日ではアメリカ合衆国を初めとする資本主義国においてその精神は宗教的、倫理的な意味を失い、この禁欲の精神は失われて利益追求のみを目的とするようになってしまったのである。そもそも、なぜこの時代の西洋において、近代資本主義に見られる利益追求が現れてきたのか、ウェーバーと同時代の社会学者であるテンニエスとデュルケムを比較してみると、テンニエスは共同体の崩壊によつて成立した、個人が分離した状態である契約に基づく人間関係、また、デュルケムは共同体や社会集団の結びつきの弛緩がそれぞれ原因となつて個人が存立したことにより、個人は利益追求することが可能になったと述べた。ウェーバーはこれを宗教という切り口から論じており、本来ゲマインシャフト的なものであつた祈りでさえ共同体を表現するものではなくなり、自己が神にすがりつくような祈りとなつてしまつたと見ることができる。そこにゲマインシャフト崩壊の始まりが見られ、利益追求のみを目的とする資本主義の台頭している現代社会にウエーバーは警鐘を鳴らしたのである。⁽¹⁾

また第一国立銀行や東京証券取引所などといった多種多様な企業の設立・経営に関わり、日本資本主義の父といわれる、渋沢栄一（1840—1931年）は、大正5年（1916年）に『論語と算盤』を著し、「道徳経済合一説」という理念を打ち出した。幼少期に学んだ「論語」を抛り所に倫理と利益の両立を掲げ、経済を発展させ、利益を独占する

のではなく、国全体を豊かにするために、富は全体で共有するものとして社会に還元することを説くと同時に自身にも心がけた。⁽²⁾

(1) プロテスタンティズムの源流、ルッターは宗教改革によって労働は天職であるという考えを広めた。ルッターにとつて天職は神からの召命であり、生活上の地位から生じる世俗内的義務を遂行することである、という自己目的であった。ルッターは各々一つの職業と身分にとまるべきであり、必要をこえた物質利益は求めてはいけないと主張した。個人は神の力をそのまま受け取り、行使するのみであった。そのため、ルッターは伝統主義的考え方から抜け出せなかつた。

宗教改革以前の人びとにとつては、天職の遂行は、不可解かつ不可思議なものであった。彼らの中に天職という概念は存在しなかつた。嘗利を自己目的とすることは、恥すべきこと、醜いことであつたからである。

カルヴィニズムはルッターと違つて、個人が正当な利潤を得て、貯蓄することが許される天職概念であった。富を無駄に使つてはいけなかつたので、貯蓄するという結果を導いた。個人は神の力を使って発展することが認められていた。これらの宗教的考えは、プロテstantを勤労と節約に努めさせた。このような経緯からプロテスタンティズムは近代の資本主義の誕生に貢献したのである。(岩波哲学思想事典)

(2) 【論語と算盤】にはその理念が端的に次のように述べられている。「富をなす根源は何かと言えば、仁義道德。正しい道理の富でなければ、その富は完全に永続することができぬ」。そして、道徳と離れた欺瞞、不道徳、権謀術数的な商才は、眞の商才ではないと言つてゐる。また、同書の次の言葉には、第一の経営哲学のエッセンスが込められてゐる。「事柄に対し如何にせば道理にかなうかをまず考え、しかしてその道理にかなつたやり方をすれば国家社会の利益となるかを考え、さらになくすれば自己のためにもなるかと考える。そう考えてみたとき、もしそれが自己のためにはならぬが、道理にもかない、国家社会をも利益するということなら、余は断然自己を捨てて、道理のあるところに従つつもりである」。

(百科事典 ウィキペディア)

3 ここで、最初のテーマに戻るが、大阪府が2010年7月6日、改正法により強化された規制の一部を緩和する「貸金特区」構想を政府に提出した。同構想をめぐり、同府橋下徹知事と弁護士会が火花を散らした。知事は「借りづらくなれば、資金繰りがつかず破綻する中小企業が増える」と主張し、弁護士会側は「貸金業者寄りだ」と批判した。このような現状を踏まえ、もう一度、改正貸金業法の歴史的成立過程を概観して、同改正法の存在意義を認知した上で、「貸金業者寄り」と「多重債務者寄り」といったあちらを立てればこちらが立たない二つの立場が生じることになった、より根本的問題点、國も個人も「借金漬けの状態」つまり「借金体制の是非」を問うのが、本稿の目的であつた。

結論は、古代の三大宗教（ユダヤ教、キリスト教、イスラム教）の教え通り、不相当な利息は断じて取るべきでないということ、そして、國民も國家も事業發展のためにする積極的借金はやむをえないとしても、損をした穴埋めにする消極的借金は決してなすべきではないということである。損をした場合、虚勢を張ることを止め、一旦縮小して時期到来を待つべきである。⁽¹⁾

石原慎太郎氏によれば、今日の経済の危機は、「アメリカンドリーム」なるものを掲げて突き進んで来たアメリカ人の強欲さがもたらしたものだ。かつてローズベルト時代、アメリカを中心とした経済恐慌が何によつて救われたかといえば、結局は第二次世界大戦の勃発によつてしかりはしなかつた。ならば果たして世界は最大の消費である大規模な戦争を始め得るのだろうか。人間の抱くきりのない欲望は、あのギリシャ神話における悲劇の一族の主祖タンタロスのように目先の欲望を満たすべく、結果は我が身の肉を食いつくして終わるのだろうか。昔からよく腹八分目といわれはしたが、この現代の地球上に住む人間たちがそのよろずの欲望をせめて八分目ほどにも抑制できたならばとは思うが、それを我々に強いる力を持つ者などいはしまい。失われつつある自然の前に、神たちはとうに死んで

しまつたようだ。しかしながら、我々は「経済性」なる価値の呪縛から逃れて、あのマルテン・ルッターが説き、東欧の詩人のゲオルゲが歌つたように、「たとえ明日地球が滅びようと、君は今日林檎の木を植える」という志だけは持ち直さないと、我々はこれからやつてくる人たちへの責任を果たしえまい。

ところで、史上無比の神人合一の哲人岡田茂吉氏は、「第三次戦争」について、「万一第三次戦争が起るとすれば、それは全く靈の曇つた人間が増え切つて、どうにもならない状態となつたからで、恐らく世界の殆どは、現在汚濁人間で充满していると言つても過言ではあるまい。としたら何故このように汚濁人間が増えたかというと、それこそ悪による罪が堆積したからであつて、その根本原因こそ神の実在を無視する教育を受けてきたためであつて、これが唯物教育であるから、この觀念を是正する事によつてのみ解決されるのである。では何故そうであつたかというと、つまり唯物教育によつて、人間の魂を極度に曇らせ、盲目同様にしたからで、むしろ当然の結果である」と述べている。⁽³⁾

私は、今回の改正貸金業法は、日本国民が勝ち取つたこの人間の飽くなき欲望から脱するためのほんの僅かな一步であり、なんとしても固持・固守すべきものと思うのである。⁽⁴⁾

(1) 「身の丈以上の生活をするからいけないんだよ」。「日本も国債やめて身の丈の生活をすればいいんだよ。政治や行政の活動が縮小されれば、公務員も半減で済むよ」。「借金をする人ってのは、生活に収入をあわせようとするとから駄目なんだよね。収入に生活をあわせなきゃ」。「まったくそのとおりだな。200万超えまで借金が膨れ上がるまでいくら借りたかもわからなくなるまで浪費する者もいる。自分の貯蓄と借り入れ可能額を錯覚して使いまくりの愚か者もいる。借金する奴は全てにおいてだらしがなく、自分の欲望のままに生き、我慢を知らない」。「ウチの近所で15年前にローンでク

ラウンV8を新車で買って乗り回していた材木屋が59才で自己破産した。破産すると惨めなもんだな・・今は軽トラに乗つて「健康保険も入れない」と嘆いていたよ。趣味はゴルフで車はクラウンなんて生活していたのは借金で成り立つていたんだね」。「教訓どうにかなるさはどうにもならない。もう借金は財産の時代ではない（所得倍増計画や土地神話はない）」「収入の範囲で生活を、できる人は色々考える。サイマーは即、借金に走る。「楽」なほう、楽な方に必ず流れれる。考える人は、何から削れるかをまず思う。サイマーは、どこが一番早く借りれるかをまず考える。勿論返済なんて頭にはない」。（名無しさん「身の丈にあつた生活をしろよ—借金生活」ツイッターハッシュタグ#2007年5月26日～2010年1月24日）

(2)

ブログ石原慎太郎【日本よ】『経済性なる欲望からの解放』・産経新聞2009年1月5日。

(3)

岡田茂吉（1882～1955年）『第三次世界戦争は免れる事ができる』聖教書（昭和48年9月神慈秀明会発行）249頁。

さらに、岡田氏は「最後の審判」についても、次のように述べている。「キリストの言つた最後の審判なるものは、事実あるであろうか。仮にも世界をリードしている文化国民を中心に、数億の尊信者が絶対帰依しているキリストともいわれる大聖者が、あり得ざる事をあると言つて予言するはずはない。もし本当にないとしたら、単なる嘘つきという事になる」。また「大本教祖のお筆先に曰く『神の申した事は毛筋の横幅も違わんぞよ』という言葉は、そのまま審判の予言に当てはめても間違いないと思うのである。また善惡についてこういうお筆先がある。『悪は根絶やしに致して善の世に致すぞよ』『悪の世は済みたぞよ』『悪の世は九分九厘で輪止まりに致し、一厘の仕組で善の世に振り返えるぞよ』とあるのは、何れも最後の審判の意味でなくて何であろう」。また「お筆先に『この世の大峠が来るから身魂を磨いておいでくださいよ』というところもある。これは夜昼の転換期をいつたもので、それを越すためには濁つた身魂では駄目だという意味である。以上によつて聖書の審判を基礎とし、お筆先の意味を検討する時、こういう結論になろう。即ち大危機が迫つており、それを乗り越すには心が清くなければならない。悪人は転落して永遠に滅びるという意味である。とすれば、どうしても正しい信仰によつて魂を浄め無事に乗り越さなければならないのである。しかしながら世の中には、そんな馬鹿な事があつて堪るものか、神も仏も人間が造つたもので、現実にそんなものはあるはずがないという

(4)

唯物主義者はなかなか信じられないが、その時になつて如何にあわてふためき神に縋（すが）ると雖も、もはや手遅れで、どうにもならない事になるのは火を見るよりも明らかである。勿論神の大愛は一人でも多くを救わせ給うのであるから、神意を体する我らとしては繰り返し繰り返し筆に口に警告を与えてはいるのである」。「最後の審判とは」、「その根本としては言うまでもなく世界的大清算であつて、長い間溜まり溜まつたところの罪穢の浄化作用である。従つて、余りに汚なくどうにもならないものは地上から永遠に抹殺される外はないから恐ろしいのである。というわけで、将来役立つものは勿論残されると共に、役立たないものは処理されてしまうのは致し方ないのである。それは口で言えれば甚だ簡単だが、これが人間にとつての脅威は、前古未曾有の大異変であるから、とうてい筆や言葉では表わせないのである。つまり、根本は善と悪との立て分けであつて、善人は無罪となり、悪人は有罪者となるわけで、決定的審判が行なわれるのである。従つて現在地上にある人間悉くは、裁きの前の動物に等しき運命に置かれてはいるのだから大問題である。然も悲しい哉、許される者は極く少数で、救われないの方方が大多数である事で、その割合は数字では表せないが、だいたい右と思えば差し支えないものである。勿論日本人も同様であるから、助かりたい人はこの際至急頭の切り替えをする事である。この事は昔から各聖者が神の代弁者としてハッキリ予言されている通りで、いわばその時が来たのである」。（前掲聖教書 235—237、244—245頁）そして、「近み来る正しき御世」を知らずして「未だ曲事企む哀れさ」、「物の欲ほどほどにせよ越え難き一時來つれば如何にかもせむ」「夢なきは明日をも知らぬ運命もつ」、「人のきりなき欲にこそあれ」「ただわが身よかれの心に災の種播く人ぞ危ふかりける」「己も己も誠心に立還り 神の光に魂照らせかし」と詠んでいた『戒心』御明集・昭和46年神慈秀明会発行80—81頁）。

(4) 法改正の目玉は、借入額を年収の3分の1以下に抑える「総量規制」の導入である。同時に、出資法の上限金利も借入額に応じて15~20%に引き下げられた。高金利で貸せなくなつた貸金業者は融資の審査を厳しくせざるを得なくなり、総量規制もあって、主婦以外にも借り入れを断られる人が続出。その人たちの多くがヤミ金を頼るはず—— というのが反対派の考え方である。日本貸金業協会が2010年夏に行つた意識調査では、総量規制を超える借り手の約2割が、どうしようもない状況になればヤミ金を頼る可能性がある、と回答。こうしたデータも改正貸金業法見直しの主張の根

拠となっていた。しかし、警察庁によると、金利が引き下げられてきた近年、ヤミ金の被害者は減り続けている。ピクタ時¹の03年には32万2千人いたが、09年は9万4千人と3分の1以下に。10年前半も前年同期比で約4割減った。警察庁は「取り締まりや法改正などのヤミ金対策が奏功し、被害が減少・小型化しつつある」と分析する。ヤミ金被害者の多くは消費者金融などで多重債務になつた後、電話やダイレクトメールで狙い撃ちされてきた。全国ヤミ金融対策会議事務局長の木村裕二弁護士は「ヤミ金被害に遭わないよう早期に生活を立て直すのが、法改正の狙い。多重債務者を減らすことが被害者の減少につながる」と説く。そこで、借り手側にとって、借金頼みの生活をどう見直すかが課題となるが、(1)返済が家計を圧迫している人は、専門機関に相談して借金の法的整理を検討するのがよい。各地の消費生活センターや弁護士会、司法書士会で受け付けている。(2)家賃や医療費などで家計のやり繰りに困ったときは、①各地の社会福祉協議会が低利で融資する生活福祉資金制度のほか、②市町村での国民健康保険料減免や、③生活保護制度など公的制度を利用できることがある。(朝日新聞2010年12月14日29面)

主要参考文献

- 本文で引用したものの他、西山井依子『債権総論（改訂版）』2007年4月、同『リーマン・シヨツクと債権の証券化』大阪経済法科大学法学論集第68号（2010年3月）15頁、桂木明夫『リーマン・ブラザーズと世界経済を殺したのは誰か』2010年4月、弓削達（ゆげとおる）『ローマはなぜ滅んだか』1989年10月、大澤武男『ユダヤ人とドイツ』1991年12月。